

第8回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成25年1月18日（火）15:00～17:00

場所 市役所駅南庁舎 地下1階第2会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あ い さ つ

3 議 事

（1）協議事項

① 自治基本条例の見直しについての審議

・住民投票条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

住民投票条例の基本的構成要素

・危機管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

②委員会意見書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

（2）その他

次回日程（予定）

平成25年1月25日（金）

時間 14:30～17:00

場所 鳥取市役所第2庁舎 5階第1会議室（予定）

4 そ の 他

5 閉 会

第 8 回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H25. 1. 18（金）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成 2 4 年度の活動計画について
資料 1	本市における危機管理体制
参考資料 1	平成 2 2 年度参画と協働のまちづくりに関する意見書
参考資料 2	平成 2 3 年度市民自治推進委員会活動報告書
参考資料 3	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
参考資料 4	鳥取市市民活動表彰制度について
参考資料 5	まちづくり協議会の活動状況について
参考資料 6	参画と協働のまちづくりフォーラムについて
参考資料 7	市職員研修について
参考資料 8	鳥取市市民自治推進委員会について

平成 24 年度の活動計画について

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
年間を通じて協議が見込まれる事項 ○自治基本条例の見直しについての審議		
1 回	4 月 2 7 日	○平成 2 3 年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」提出 ○市長との懇談 ○今年度の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
2 回	6 月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について
3 回	7 ～ 8 月	○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4 回	9 ～ 1 0 月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5 回	1 月	○委員会意見書の策定についての検討
6 回	3 月	○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

■住民投票条例について

I 住民投票条例の基本的構成要素

②発案権者、③投票資格者の範囲について

前回委員会の中で出された意見に基づき、前述の②及び③に関する事項として下記のとおりまとめている。

まず、永住外国人とは、法的に**一般の永住者**と**特別永住者**に分けられる。一般の永住者は、在留期間の長さなどの事情を考慮して法相が許可した人。特別永住者は、平成3年（1991年）11月1日に施行された日本の法律「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留の資格のこと、または当該資格を有する者と定義される。

以下にその一覧表と永住者の許可を出すにあたっての「永住許可に関するガイドライン」（法務省ホームページ参照）を掲載する。

永住者（外国人）について

永住者	根拠法令	定義	要件	備考	数
一般永住者	出入国管理及び難民認定法（別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者）	一定の要件を満たして永住許可申請をし、許可され、日本国に永住している外国人のこと。	素行が善良で独立に生計を立てられる資産・技能があり、その者の永住が日本の利益にかなう者。 そして、以下の条件に当てはまる者です（括弧内は必要な在留期間）。 ・長期にわたり日本に在留している者（継続 10 年以上） ほか		平成 23 年（2011 年）末現在で 598,440 人
特別永住者	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法	平成 3 年（1991 年）11 月 1 日に施行された日本の法律「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留の資格のこと、または当該資格を有する者をいう。	かつて日本人であったという歴史的背景から、一般永住者よりもさらに制限が外されます。 ・別添のとおり	・昭和 20 年 9 月 2 日以前から日本に居住している外国人(1) ・昭和 20 年 9 月 3 日以降に(1)の子として出生し日本に居住している外国人で、平和条約により日本国籍を離脱した人ならびにその子孫が該当になります。（法 2 条による）	平成 23 年（2011 年）末現在で 389,085 人

特別永住者の認可にあたっての要件

1. 平和条約国籍離脱者または平和条約国籍離脱者の子孫で 1991 年 11 月 1 日（入管法特例法施行日）現在で次の各号のいずれかに該当していること

(1) 次のいずれかに該当すること

ア 旧昭和 27 年法律第 126 号第 2 条第 6 項の規定により在留する者（平和条約国籍離脱者として当分の間在留資格を有さなくても日本に在留することができるものとされた者）

イ 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（旧日韓特別法。廃止）の規定により永住の許可（いわゆる協定永住）を受けている者

ウ 入管特別法改正前の入管法（以下「旧入管法」という）の規定に基づき永住者の在留資格を有して在留する者

(2) 旧入管法に基づき平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

2. 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により上陸の手続を経ることなく日本に在留する者で、60 日以内に市区町村長を通じて法務大臣に特別永住許可申請をして許可を受けた者

3. 平和条約国籍離脱者または平和条約国籍離脱者の子孫で「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」または「定住者」の在留資格を有する者で、地方入国管理局で法務大臣に特別永住許可申請をして許可を受けた者

永住許可に関するガイドライン

1 法律上の要件

(1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

(2) 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には、(2)に適合することを要しない。

2 原則10年在留に関する特例

(1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

(2) 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

(3) 難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること

(4) 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること

※「我が国への貢献」に関するガイドラインを参照して下さい。

(注) 本ガイドラインについては、当面、在留期間「3年」を有する場合は、前記1(3)ウの「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。

※法務省ホームページより

■危機管理について

Ⅱ 危機管理

検討に至る背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の危機発生に備えて、自治体における危機管理体制の整備を充実強化することが求められ、本市においてもその姿勢を明確にするため、自治基本条例の条文に新規項目として「危機管理」の規定を設けることを検討すべきだと考える旨が、本委員会の活動報告書のなかで示された。

他市の自治基本条例中の危機管理の規定について

以下に、危機管理規定を盛り込んでいる自治体の条文を挙げる。なお、危機管理項目を設ける際の考え方を、篠山市や輪島市を例にとってみると、篠山市では、「平成23年3月11日に起きた東日本大震災のような、これまでの想定を超えた自然災害が発生するなど、従来型の防災対策だけでなく、危機管理に対する対応をさらに強めることが必要となります。現行の自治基本条例には、危機管理の規定がないことから改めて市として、市民としての危機管理の考え方を定めました。（篠山市自治基本条例の検証結果H23.11.11より）」とある。また、輪島市では「能登半島地震、新潟中越沖地震や台風、大雨もそうですが、そういう自然災害あるいは人為的災害としてテロ、原子力事故あるいは市が保有する施設、公民館や体育館などの公の施設での事故あるいは個人情報の流出もいろいろと問題になっておりますし、さらに、職員の不祥事などすべてを含めましてここでは定義しております。そういうものから市民の皆様の生命とか財産とかを守るために、あらかじめ危機管理の体制の整備に努めなければならないということを定めております。さらに役所だけでなく、市民の皆様の協力が当然必要でありますし、その他警察とか自衛隊とかの関係機関と連携して、協力して市民の皆様を保護しなければならないので、そういうことも定めてあります。（輪島市 議事録よりH19.10.10第4回）」とされ、どちらの自治体も地震等の自然災害を契機にこの規定を盛り込むことを考えられている。また、輪島市においては、危機管理を広く捉え、個人情報の流出や職員の不祥事等もその範疇としている。

例：篠山市自治基本条例

施行：平成18年10月1日

改正施行：平成24年4月1日

(危機管理)

第5条 市は、災害等の不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するため、市民、関係機関及び他の自治体等との協力及び連携により総合的かつ機動的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、相互に協力し、災害等の対応に努めるものとする。

【解説】

近年、国内で発生するおそれのある災害等の不測の事態は、地震や風水害などの自然災害、原子力災害、大規模事故災害など多岐に及んでいます。また、公共インフラの進展によるライフラインの途絶など従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきています。そのような状況を踏まえ、市としての危機管理体制の考え方について定めています。

《1項》

市は、いつ起きるとも分からない不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保しなければなりません。そして、市民、関係機関及び他の自治体等との協力及び連携により、さまざまな事象を想定し総合的に、また、いざという時に機動的に対処できるよう危機管理体制の確立に努める必要があることを定めています。

《2項》

市民の自助努力について定めています。市民は、「自らの安全は自らの手で守る」という認識に立ち、日頃から災害等に対して予防措置を講じるとともに、災害等の発生時においては、近隣への声かけ合いや組織的な応急復旧活動への参加と協力など、災害等の対応に努める必要があることを定めています。

例：輪島市自治基本条例

施行：平成20年4月1日

(危機管理)

第22条 市長等は、自然災害その他の不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、市民の危機管理に対する意識を高めるとともに、市民、関係機関等と相互に連携を図りながら協力して、危機管理の体制の強化に努めなければならない。

【逐条解説】

第1項及び第2項関係

危機管理とは、次のことをいいます。

- ① 時間と場所を問わず発生する緊急事態を予知し、及び予防すること。
- ② 緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、被害を最小限にとどめること。また、危機の態様は、次のとおりです。

(1) 自然災害

地震、津波、台風、集中豪雨、河川氾濫など

(2) 人為的災害

戦争、侵略、国際テロ、原子力事故、航空機事故など

このほか、公園、道路などの公の施設での事故、個人情報の漏えい、市職員の不祥事など、幅広い危機をいいます。

市民を自然災害などから保護するため、市民、石川県、警察、自衛隊などと連携を図りながら協力して、指示や連絡がスムーズで正確、迅速に対応できる体制の強化に努めることを定めています。

例：ニセコ町まちづくり基本条例

施行：平成13年4月1日

改正施行：平成18年4月1日（1次改正）

改正施行：平成22年4月1日（2次改正）

（危機管理体制の確立）

第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

【解説】

- 本条は、本条例の一次見直し時（平成17年12月）に追加。
- 防災体制の確立をまちづくりの基本として規定。
- 防災体制の他に、事件、事故などの不測の緊急事態に対する組織的な対応体制の確立も目指す。条文中、「総合的」とは町の組織全体として対応を意味する。また、「機能的」とは迅速かつ効率的な活動を意味する。

【解説】

- 防災体制の確立における連携強化について規定した。
- 緊急時において相互に助け合って、危機を克服しなければならない。緊急時に備えるため、普段から相互連携を深めるために規定した

例：川口市自治基本条例

施行：平成21年4月1日

(危機管理)

第6条 市民及び市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする。

【逐条解説】

- (1) ここでは、危機管理について、災害等の発生に備えた体制を整備すると共に、市民並びに議会、市長その他の執行機関が連携して対応を図るべきことを定めています。
- (2) 危機管理体制の整備は、市だけでは成し得ず、また、市民だけで行うことにも限界があります。ここではお互いに危機発生に備えることで、市民の生命、身体、財産等への被害及び行政運営の支障等を最大限に抑制することを目指しています。
- (3) 自然災害、大規模な事件・事故(テロ、航空機事故)、市施設や市主催のイベントにおける事件・事故、健康危機(食中毒、インフルエンザ)、文書・資料・文化財等の管理、個人情報情報の漏洩、コンピュータ犯罪など、幅広い危機を想定しています。
- (4) 本市では、昭和33年(1958年)2月に市庁舎が火事になり、また、同年9月には狩野川台風により芝川が氾濫し、市内に大水害をもたらした過去があります。そうした過去の経験を教訓にして市民の安全、安心の確保はもとより、市の重要な文書や財産についてもしっかりと管理をすることを意味する内容となっています。

本市における危機管理体制について

- 防災体制の充実強化について
 - 災害に強い安全・安心な暮らしの実現について
- ※別添資料による

本市における危機管理体制

防災体制の充実強化について

本市の防災対策と組織体制の強化

1 背景・現状

- 本市では、第9次総合計画において、市民が互いに協力し合い、防災・防犯対策など、暮らしの安全を守る取組みを推進することとしており、地域防災力の充実を重点的に推進している。
- 平成23年度には、東日本大震災を踏まえて、地域防災計画の改訂を行い、防災体制の充実整備に取り組んでいる。
- 消防団についても、組織と装備の充実強化を図るとともに、多くの取組みを推進している。
- 平成21年1月に「鳥取市防災関係機関情報連絡会」を設置し、防災機関及びライフライン機関相互の連携強化にも努めている。

2 事業概要

- (1) 地域防災計画の実践
- (2) 災害時等緊急情報伝達網の整備
- (3) 連携備蓄体制等の整備
- (4) 災害時相互応援協定締結の取組推進
- (5) 鳥取市総合防災訓練等の実施
- (6) 消防団の組織体制等の充実
- (7) 災害時の避難所等の整備
- (8) 国民保護に対する取組み
- (9) 業務継続計画の策定

災害に強い安全・安心な暮らしの実現について

住民・地域・行政の協働による災害に強いまちづくり

1 背景・現状

- 各地域において「自助」、「共助」の体制ができていることが大切。
- 本市における自主防災会組織の組織率は、94.8%（平成24年4月1日現在）である。
- 本市としても、「公助」の観点から自主防災会の活動を支援する制度等を設けているが、町内会、まちづくり協議会、民生・児童委員、社会福祉協議会等との連携や協働による取組みは欠かせない。

2 事業概要

- (1) 防災コーディネーターによる活動支援
- (2) 自主防災会組織活動に対する助成支援
- (3) 防災指導員、防災リーダーによる地域防災体制の整備支援
- (4) 災害時要援護者に対する地域での取組支援
- (5) 防災マップ等の作成に向けての取組支援

平成 24 年度市民自治推進委員会意見書の内容（たたき台案）について

意見書は、任期中に調査・審議いただいた以下の項目について、「市民活動の推進」、「協働のまちづくりの推進」における「委員の想い」を盛り込む構成としたい。

1 「主な内容（たたき台案）」

- ①市民自治推進活動委員会委員になって
 - ②市民自治推進委員会の活動を振り返って
 - ③市民まちづくり提案事業助成金の審査を行って
 - ④市民活動表彰の審査を行って
 - ⑤鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
 - ⑥自治基本条例の効果的な広報の実施について
 - ⑦地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて
- おわりに

2 「主な調査・審議事項等」

- ①協議テーマ（H23～24）について
 - (1) 自治基本条例の見直しについての審議
 - (2) 平成 24 年度参画と協働のまちづくりフォーラムの実施及び検証について
 - (3) 地区のまちづくりの取り組み状況…まちづくり協議会に関するアンケート
- ②市民まちづくり提案事業助成金について
- ③市民活動表彰について
- ④参画と協働のまちづくりフォーラムについて
- ⑤「協働のまちづくり」について…職員研修等
- ⑥先進的活動団体との勉強会（いなば西郷むらづくり協議会・ほっと大正まちづくり協議会）について

【参考】平成 22 年度参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書の内容

- ①市民自治推進活動委員会委員になって
 - ②市民自治推進委員会の活動を振り返って
 - ③市民活動促進助成事業の審査を行って
 - ④市民活動表彰の審査を行って
 - ⑤鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
 - ⑥自治基本条例の効果的な広報の実施について
 - ⑦地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて
- おわりに

添付資料

- ①鳥取市市民活動促進助成金交付事業について
H21、22 市民活動促進助成事業実績
- ②鳥取市市民活動表彰制度について
H21、22 市民活動表彰者
- ③本市のまちづくり協議会の設置状況について
- ④参画と協働のまちづくりフォーラムについて
H20、21、22 フォーラム事業実績
- ⑤市職員研修について
H22「協働のまちづくり」職員研修
- ⑥鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、会議日程

平成24年度市民自治推進委員会意見書（案）

ご意見記入表

委員名

項目番号	1	市民自治推進委員会の委員になって
ご意見		
項目番号	2	市民自治推進委員会の活動を振り返って
ご意見		
項目番号	3	市民まちづくり提案事業の審査を行って
ご意見		
項目番号	4	市民活動表彰の審査を行って
ご意見		

項目番号	5	鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
ご意見		
項目番号	6	自治基本条例の効果的な広報の実施について
ご意見		
項目番号	7	地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取組みについて
ご意見		

参画と協働のまちづくりの 推進に関する意見書

平成23年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会意見書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会意見書

1. 市民自治推進委員会委員になって
 2. 市民自治推進委員会の活動を振り返って
 3. 市民活動促進助成事業の審査を行って
 4. 市民活動表彰の審査を行って
 5. 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
 6. 自治基本条例の効果的な広報の実施について
 7. 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて
- おわりに

参考資料

1. 鳥取市市民活動促進助成金交付事業について
平成21年度 市民活動促進助成事業実績
平成22年度 市民活動促進助成事業実績
2. 鳥取市市民活動表彰制度について
平成21年度 鳥取市市民活動表彰者
平成22年度 鳥取市市民活動表彰者
3. 本市のまちづくり協議会の設置状況について
4. 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
平成20年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績
平成21年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績
平成22年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績
5. 市職員研修について
平成22年度「協働のまちづくり」職員研修
6. 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、会議日程

1 市民自治推進委員会の委員になって

- (1) 平成 20 年 10 月の鳥取市自治基本条例施行に伴い、新たに設置された「鳥取市市民自治推進委員会」の委員として、2 年 5 ヶ月間にわたり本市の参画と協働のまちづくりの推進のための様々な取り組みに関わることができたことは、今後の委員一人ひとりの言動に大きな影響を与える意義深い体験となりました。
- (2) 特に、鳥取市市民活動促進助成事業申請団体の選考審査及び市民活動表彰制度に基づく被表彰者の選考審査では、市民等が多様な市民活動を実践されている様子や熱意を肌で感じることができ、地域社会の中で自分に何ができるかを考え、実践していく上での心構えや決意を学んだ気がしました。
- (3) また、市民参画と市民活動の推進に関する条例に基づく「鳥取市市民活動委員会」の委員としての体験を含め振り返ってみると、市民自治の普及及び浸透のバロメーターともいえる市民活動の質を含む活動分野の広がりを実感しています。中でも、平成 20 年度から地区公民館を拠点とした「協働のまちづくり」の実践活動を通じて、地域コミュニティにおける市民の自治意識は、スローテンポであっても着実に定着しつつあるように思います。
- (4) 今後も、地域社会の中で我々委員を含め、市民一人ひとりが自分自身の役割を再認識し、参画と協働のまちづくりの着実な前進に向け取り組んでいかなければならないと感じています。

2 市民自治推進委員会の活動を振り返って

- (1) 市民自治推進委員会は、平成 20 年 11 月に新たに設置された委員会として、これまで市民活動委員会が果たしてきた、市民活動の推進に関する事項について調査、審議する役割に加え、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査、審議を行う重要な役割を担いました。
- (2) 自治基本条例に規定された委員会でもあり、財政運営、財政状況、情報公開・個人情報保護制度、行政手続制度、行政評価制度など、市政全般に関する事項を調査、審議することが想定されましたが、任期 2 年間では全ての事項の調査等は困難との判断から、「市民活動と協働のまちづくりの支援策」、「自治基本条例の効果的な広報の実施」及び「地域コミュニティにおけるまちづくりの取り組み」の三点に絞り、調査、審議する

こととしました。

また、「第 9 次総合計画」をはじめ「第 5 次行財政改革大綱」、「中山間地域対策強化方針」、「市民政策コメント制度」など、施策を実施するための基となる各種計画や方針等についても協議しました。協議を通じて、担当課の職員だけでなく、関連する部局の職員と直接意見交換することは、市の全庁的な取り組みを把握する上で大切なことであると実感しました。単なる書類上のやり取りに終わらず、人とひととの関わりを大切にすることが本委員会においても、実際のまちづくりにおいても必須の対応の仕方であると感じました。

- (3) 参画と協働のまちづくりフォーラム開催事業は、実行委員会の一員として任期中 3 回にわたり関わりました。当日の司会進行をはじめ、パネルディスカッションのコーディネーター、パネラーなど、委員はそれぞれの役割を分担しながら市と協働して実施しました。内容のうち、市民活動表彰・市民活動実践者の事例発表及びアトラクションについては、期待どおり来場者の評価も高く、今後も工夫を凝らしつつ継続されることを望みます。開催時期、開催場所、開催日時等については、アンケート結果も含めて様々な意見があり、その都度慎重に検討する必要があります。
- (4) 平成 21 年 7 月に実施した大阪府吹田市の視察研修については、市民自治推進委員会の開催状況、自治基本条例の認知度・まちづくり事業の具体的実践事例及び市民の意見が市政に反映される仕組みなどについて研修しました。時間的な制約もあり、十分な意見交換ができなかったことは残念でしたが、委員相互の交流も深まり貴重な研修となりました。本市の協働のまちづくりを進めるためには、他都市の状況を視察することも有効であると考えますので、引き続き実施されるよう希望しておきます。
- (5) 本委員会に課せられている「安心・安全なまちづくりに役立つ自治基本条例とするための方策についての提言」という新たな責務から振り返ってみると、各地域コミュニティが取り組んだ「協働のまちづくり」の実践者との現地交流による現状と課題の把握ができなかったことに悔いがありますが、今後、厳しいスケジュールの中でも是非実現しなければならない課題であると考えます。

3 市民活動助成事業の審査を行って

- (1) 鳥取市市民活動促進助成事業は、市民参画と市民活動の推進に関する条例に基づき平成 16 年度から創設され、審査については、鳥取市市民活動

委員会が行ってきましたが、鳥取市自治基本条例の制定を機にその審査は市民自治推進委員会に移管されました。審査に当たっては、限られた短い時間内での評価となりその難しさを感じました。また、申請者側でも、中には、プレゼンテーションに不慣れな方も見受けられ、それらも汲み取った審査が必要でした。しかし、申請者の立場に立てば、公正な評価が得られる審査であって欲しいと願うのは当然であり、審査委員としてその思いにも応えられるよう、全神経を集中して取り組んだと自負しています。

- (2) 市民活動団体がその運営を継続していくためには、ある程度の自主財源を確保して臨む事が必要と思われますが、本助成が受けられなければ活動の実施が不可能ではないかと思われる申請案件もいくつか見受けられるなど、助成を必要としている活動団体はまだまだ多く、サポートの継続は必要と考えられます。

また、過去に本制度の利用団体に対して行ったアンケート結果では、「自主財源の確保が大変」「活動が低下する」など、本制度が廃止される場合は8割近くの活動団体がその活動に影響すると回答しています。このことは、本制度の必要性を再認識すると同時に、活動団体の自立の難しさについて大いに考えさせられる結果となりました。

いずれの活動団体も熱心に活動されている中で、本制度の目的が多様な分野にわたる市民活動を支援していくものであれば、助成金額は少なくてもより多くの活動団体に支援したほうが有効ではないかとも考えられます。

- (3) 前項で述べたことより、本制度の継続実施を強く希望したいと考えます。その上で、本制度が創設された以降の申請事業について、時系列的な詳細分析を行い、活動団体の育成や自立的な運営体制作りを視野に入れた助成内容の見直しが必要と考えます。

現在、鳥取県においては、「鳥取力」創造運動支援制度を平成21年度から創設され、新たな取り組みや試行的な取り組み及び発展型の取り組みで地域活性化に貢献する活動を支援する事業がスタートしています。また、本市においても、市街地関連事業、中山間地関連事業、経済・雇用対策関連事業など、まちづくり、人づくり活動を推進するための各種の支援事業が創設されています。これらの助成事業や本制度の情報を的確に広報して、市民活動団体がその活動目的に応じた助成事業が適切に選択できるよう、行政の支援体制の整備充実が切望されます。

4 市民活動表彰の審査を行って

- (1) 鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年度に創設されたもので、当委員会は、その対象者を選考審査し、表彰推薦者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査は、審査基準に基づき、先駆性、発展性、自主性などを勘案し、総合的に評価する仕組みとなっていますが、“小さな市民活動にも光を”との視点を大切にして審査に当たるよう努めました。

- (2) 推薦された活動の中には、活動が 50 年以上も継続されているものや、市民同士の連携が強化され地域の活性化につながっている活動もあり、きらりと輝く活動が多かったように感じました。しかし、被推薦者について、市民活動者とするかどうかで悩ましい判断を迫られるケースもあって、公募に当たっては、市民活動者の定義を明確にしておくことも必要ではないかと感じました。

一方、評価基準に基づき採点選考する審査方法に違和感を覚えた委員もあったようです。推薦基準を明確にした上で、推薦されたものについては全て表彰しても良いのではないかという意見もありました。

また、表彰式についても、現在は「参画と協働のまちづくりフォーラム」の中で行われていますが、一時的なものに終わることのないよう、また、本制度の趣旨が市民に十分伝わり市民活動の実践につながるよう、広報等について更に工夫する必要があるのではないかと感じました。

- (3) 地道な活動を続けていても、全てが表面に出てくる活動ばかりではないので、市民がまちづくりに主体的に取り組む活動がより一層推進されるよう、関係機関・団体相互の連携強化による情報収集に努め、“小さな活動に光を”との視点を大切にした本制度の運用が図られることを期待しています。

5 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援施策について

- (1) 市民活動促進助成事業については、市民自治を推進する上で基盤となる重要な事業であると認識しており、引き続き内容の充実を含めて継続実施する必要があると考えます。
- (2) 具体的な内容については、現在「鳥取市協働事業提案制度(仮称)」が公募市民で編成された協働事業提案制度検討委員会の審議を経て、目下、成

案の段階に入っていると聞いており、当委員会もその素案について報告を受け意見交換した経緯があるので、その成案を尊重したいと考えています。

- (3) 協働のまちづくりの仕組みについては、「自治基本条例」の制定に次いで、「協働のまちづくり基本方針」及び「協働のまちづくりハンドブック」が作成され、スタッフ条例である「市民活動の推進に関する条例」と併せて、まちづくりに係る全ての仕組みが完結したことになり、その意義は誠に大きなものがあります。
- (4) 協働のまちづくりについては、市内 61 の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が策定され、その計画に基づく実践活動が逐次展開されています。
- (5) 本市では、これらの活動を財政面から支援するための「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」が創設されるとともに、市職員による人的支援策として「コミュニティ支援チーム」が編成され、名実ともに協働のまちづくり支援体制が整備されました。
- (6) しかし、地域課題によっては、現在の支援額では対応できないケースも想定されるため、県・国など広い視野で、課題解決に最適な外部支援事業を紹介するなど、継続した情報提供の仕組みづくりも必要です。また、地域コミュニティに居住する市職員で編成されたコミュニティ支援チームの存在は、まちづくり活動にとって欠かせない存在となっています。コミュニティ支援チームには、各地域が抱える課題の集約、他地域の取り組み情報や各種の行政情報を敏速的確に提供するなど、まちづくり協議会と行政のパイプ役としての役割が求められています。そのためにも、市職員の協働意識を一層高揚する施策の継続が望まれます。
- (7) 地区公民館の機能を、標準的な生涯学習機能と標準的な地域コミュニティ機能に位置付け、職員体制を全市統一した標準的な配置体制（館長・主任・主事の 3 名）とし、その上に、まちづくり協議会の設立を考慮した、嘱託職員 1 名かパート職員 2 名配置又は 80 万円を限度とする財政的支援のいずれかが選択できる弾力的仕組みが導入されたことは、総体として協働のまちづくりの推進に寄与していると高く評価しています。しかし、職員意識から見た実態は、必ずしも十分とは言えず、公民館、地域及び行政の三者が連携して、本仕組みの原点を踏まえた職員啓発を継続的に推進する必要があると考えます。
- (8) 地域コミュニティを支えるリーダーの育成及び若者や女性のまちづくり活動への参加促進は、共通する重要な地域課題であり、鳥取市自治連合

会と鳥取市公民館連合会との連携に基づくきめ細かな取り組みを積み重ねることが大切と考えます。言うまでもなく、行政としてのバックアップも忘れてはならない課題であると思います。

6 自治基本条例等の効果的な広報の実施について

- (1) 本市のまちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」は、平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されました。この条例では、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することをうたっています。
- (2) 言うまでもなく、本条例は、制定することが目的ではなく、この制定をスタートとして、その理念や仕組みが市民に十分浸透し理解され、まちづくり活動の指針として有効に活用されることで、初めて生きた条例としての評価を得ることになると考えます。このことを踏まえて、市では市報やホームページ、ケーブルテレビ等放送メディアの活用、地域づくり懇談会、地区座談会などでの周知をはじめ、解説冊子、パンフレット、ポスターの作成・配布、懸垂幕の掲示など、多様な広報活動が推進されてきました。
- (3) しかし、平成21年、2,000人を対象に実施された市民アンケートでは、条例の制定、施行について市民の7割以上が知らないと回答し、広報を含めた各種の普及啓発施策のあり方が問われる結果となりました。一般的に、条例等の広報は、どうしても堅苦しくなりがちで、読みづらいことから敬遠される傾向が強いと思われますが、これまでの取り組みに工夫を凝らし継続実施するとともに、現在取り組まれているまちづくり協議会や市民活動団体の実践活動を通じた体感の広がりなどが相まって花が開くものと考えます。
- (4) 大切な視点として、若い子育て世代を対象とした働きかけも重要ではないかと考えます。子育て世代向けの簡単なチラシを作成して、PTAの会合などの機会を捉えた条例の紹介や、地域が企画する親子行事への積極的参加の呼びかけを行うことも必要と考えます。
- (5) フォーラムについても、鳥取地域内に限定せず新市域においても開催して、全市にわたる自治意識の啓発・高揚に結びつけることや、新聞・テレビなどマス媒体の有効活用に一層力を入れることも必要と考えます。

- (6) なお、付言すれば、各まちづくり協議会が抱える「組織運営・事業推進等」に係る多様な組織課題を、当事者がフランクに意見交換できる場の設置について、皮切りとして行政主導で検討されてはみてはいかがかと考えます。

7 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて

- (1) 鳥取市では、平成 16 年の市町村合併による市域の拡大と、社会情勢の変化が相まって、少子高齢化や過疎化の進行に起因する、地域産業の振興、雇用の確保、環境問題さらには防災・防犯など、多様で切実な地域課題への早急な対応が強く求められています。一方、各地域コミュニティにおいては、自治会への加入率の低下や地域活動への参加者の減少傾向が続き、人と人とのつながりが弱まり、地域の連帯意識が希薄化するなど、地域コミュニティの活力が総体として低下しつつあります。
- (2) 鳥取市や地域コミュニティを取り巻くこのような情勢は、今日的には、まさに協働社会といわれるもので、協働によらなくては、これらの課題が解決できない社会情勢に移行してきていることを確りと認識しなければならないと考えます。
- (3) 鳥取市は、市民自治推進委員会に対して、地域コミュニティを核としたまちづくり協議会の動向[設立状況、地域コミュニティ計画の策定状況、協働のまちづくりの実践事例など]が適宜報告されており、委員会としては、全体的な進捗や取り組みの概要等についてそれなりに認識しているところです。
- (4) 各まちづくり協議会の事業内容を概観すると、市の財政的支援施策の充実が奏効して、従来には見られなかった新たな分野の事業や活動が加わるなど、地域のコミュニティが活性化しつつあることを実感できるようになってきました。まちづくり協議会に対する市のきめ細かな支援施策については、一定の評価をしています。人材支援施策について、市民の立場から見ると、地域特性や地域の実情を把握している人材こそが推進力になると考えています。また、地区公民館が地域コミュニティの真の拠点として機能するためには、そこで働く職員が地域のニーズを的確に把握しながら具体的に施策に反映していく資質が求められており、一層協働感覚を身につけるための諸施策を継続実施されることを希望します。
- (5) まちづくりの取り組みについては、手探りの部分が多く、論議しても毎回同じような話題に終始し、なかなか進展しない実態もあります。

若い世代の地域離れ・公民館離れがあることも事実ですが、一部のグループだけの活動で終わらないよう、縦横の連携を大切にしながら活動の輪が広がるよう下支えすることが肝要であり、そのための、他地区の情報を十分に把握することと、やはり、活動の中心となるリーダーの育成に心がけることが大切と考えます。

- (6) 現在、各地域コミュニティにおいて展開されているまちづくりの事業が、これから 5 年、10 年或いはそれ以上に充実発展しながら継続されることが重要です。そのためには、「住民自治の原点を踏まえ」「自分たちが考え実践した結果、地域の暮らしが益々豊かになった。」と、実感できる体験を積み重ねることが重要と思います。
- (7) 今後とも、幅広い年齢層への働きかけを継続して、できることからコツコツと取り組んでいくことが必要と考えます。

おわりに

- (1) 市民参画と市民活動の推進に関する条例に基づく「市民活動委員会」から、鳥取市自治基本条例に基づく「市民自治推進委員会」へと名称が変わるとともに、その責務についても、「多角的かつ広域的な視点に立った、実践行動を伴う委員会」へと脱皮することになりました。
- (2) 私たちは、この責務を確りと踏まえつつ、参画と協働のまちづくりを促進するための諸施策に重点を置き、調査・審議を進めてまいりました。調査や課題の審議に当たっては、市民の視点を大切にして精力的に取り組んできたと自負しています。
- (3) 当初の予定では、まちづくり協議会の運営に携わる地域のリーダーの皆さんと、直接意見交換することに期待を寄せていましたが、諸事情から実現できなかったことを残念に思っています。この点については、次期委員会の取り組みに期待したいと思います。
- (4) 次年度からは、第 9 次鳥取市総合計画がスタートします。その基本施策の一つに「人を大切にするまちづくり」が掲げられており、本委員会に対して市民から寄せられる役割への期待感は、益々大きなものになると推測されますので、次期委員各位のご健闘に期待したいと思います。
- (5) 終わりに当たり、この委員会活動を協働の視点からしっかりと支えていただいた関係職員の方々に深く敬意と感謝を申し上げます。

参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	鳥取市市民活動促進助成金交付事業について…P10～P12 平成 21 年度 鳥取市市民活動促進助成事業実績 平成 22 年度 鳥取市市民活動促進助成事業実績
参考資料 2	鳥取市市民活動表彰制度について…P13～P16 平成 21 年度 鳥取市市民活動表彰者 平成 22 年度 鳥取市市民活動表彰者
参考資料 3	各地区まちづくり協議会設置状況について…P17
参考資料 4	参画と協働のまちづくりフォーラムについて…P18～P23 平成 20 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績 平成 21 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績 平成 22 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績
参考資料 5	市職員研修について…P24 平成 22 年度「協働のまちづくり」職員研修実績
参考資料 6	鳥取市市民自治推進委員会について…P25 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、会議日程

鳥取市市民活動促進助成金交付事業について

交付目的	第2条 本助成金は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき非営利で公益的な市民活動の推進役となる人材及び団体を育成するため、市民活動の企画、運営等に関する研修等を実施した団体に対して助成することにより、本市の市民活動の促進を図ることを目的として交付する。 （鳥取市市民活動促進助成金交付要綱）	
定 義	第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、条例第2条第2項に定める団体をいう。	
助成対象事業	第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、市民活動団体が自ら企画、運営し実施する事業であって、市長が活動の内容、時期、経費等が市民活動を促進するため適当と認めた事業とする。助成対象事業の区分は別表に掲げるとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、助成対象事業の対象としないものとする。 （1）国又は地方公共団体から、助成対象事業実施にあたり、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受けるとき （2）助成対象事業を実施する市民活動団体が、申請年度において、既にこの要綱による助成金の交付を受けているとき （3）同一事業につき本助成金の交付を通算して3回受けているとき	
助成金交付対象者	第5条 本助成金の交付の対象となる者は、助成対象事業を行う市民活動団体とする。ただし、同一の事業について、複数の市民活動団体が共同又は連携してこれを実施する場合は、これらの市民活動団体を代表する団体とする。	
助成金の算定等	平成16年度	事業費（事業実施に係る収入を含めない）の3分の2 上限額 10万円
	平成17年度	事業費（事業実施に係る収入を含めない）の4分の3 上限額 10万円（助成区分「つばみ」） 20万円（助成区分「みのり」） ※ つばみ 市民活動団体が企画実施する事業で、多くの市民が参加するイベント、研修会等。できたばかりの団体の活動も応援します。 ※みのり 既に行っている市民活動を協働による地域づくり事業として発展させるための事業で、次の項目のすべて該当する事業を支援します。 ・ <u>地域に対して十分な情報公開を行い、積極的な受け入れ体制があること</u> ・ <u>地域の住民や団体、企業等と連携し実施すること</u> ・ <u>事業後も活動として継続できること</u>
	平成18年度以降	<u>助成率のみ改正</u> 事業費（事業実施に係る収入を含めない）の4分の3 → <u>5分の4</u>
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃料	

「鳥取市市民活動促進助成金交付要綱」抜粋

* 過去の実績 別表のとおり

平成 21 年度 鳥取市市民活動促進助成事業実績

(単位:円)

No	団体名	助成区分/事業名	事業内容	事業費	助成額 (助成率:4/5)
1	愛・やすらぎ川柳 実行委員会	みのり/ 愛・やすらぎ川 柳事業	特産品である二十世紀梨や伝統工芸品である因 州和紙の PR のため、梨の花言葉「愛」をテーマに した川柳を全国に募集し、作品を展示する。	271,720	200,000
2	山王さん周辺 活性化協議会	みのり/ 山王さん古墳 前広場に東屋 設置	因幡の守護所・山名氏の城跡を多くの人を知っ ていただき、歴史的価値を後世に伝えるため整備 した広場に東屋を会員の力で設置する。	303,952	200,000
3	社団法人 ハーモニカレッジ	みのり/ 子どもの心の 根っこを育て るポニークラ ブ事業	異年齢の子ども達が自然を相手に集団で遊び、 お互いを知り、お互いの違いを尊重しあう智慧を 学んでいくため、馬の世話や乗馬練習を行う。	2,326,786	200,000
4	○日和（えんぴより）	つぼみ/ 僕らが未来の 子供たちのた めにできるこ と事業	ふるさと鳥取を平和で笑顔あふれる場所とし、 未来の子供たちへ繋げることを目的に、しゃんし ゃん祭りへの参加や福祉施設慰問活動を実施す る。	187,856	100,000
5	科学遊び広場	つぼみ/ 高齢者と幼児 のための科学 教室	家庭の科学力を高め、安全で快適な科学の恩恵 を受けることができる社会をめざし、子供の素朴 な疑問への対処方法や家族で楽しめる科学工作や 観察を学ぶ。	130,000	100,000
6	河合谷高原開墾地の 森林復元を考える会	つぼみ/ 河合谷高原の 森林と自然を 学ぶ公開講座	河合谷高原開墾地の自然を科学的に分析調査 し、森林復元を目指し、地域の環境保全活動への 参画を促すため講演会を開催する。	46,616	37,000
7	子育てサポート すくすくクラブ	つぼみ/ 子育てホッと セミナー	子育て中の保護者が抱えるストレスの癒しとな り、子育てへの活力の一助になるよう、アロマス トレッチの受講と座談会を開催する。	152,312	100,000
8	多言語国際交流 サポート TIA	つぼみ/ 国際交流イベ ント	子供たちと在住外国人方々が、コミュニケーシ ョンの大切さと国際理解を深めるため、文化や言 葉の違いを知るイベントを開催する。	134,907	100,000
9	特定非営利活動法人 鳥取環境市民会議	つぼみ/ 学習啓発事業	会員と一般市民の環境に対する意識を高め、生 活環境保全に努めるため、環境問題とまちづくりに 関する講演会と行政の出前説明会及びフォーラ ムを開催する。	71,163	49,000
10	特定非営利活動法人 とっとりフィルム コミッション	つぼみ/ 第 12 回とっ とり映画祭 小 谷承靖監督特 集	地域を見つめ直し、地域活性化に寄与するため、 倉吉市出身の小谷承靖映画監督や女優をゲストに 迎え、小谷監督の撮った映画を上映する。	614,608	100,000
11	鳥取おやこ劇場	つぼみ/ カードゲーム、 ボードゲーム 普及事業	人と人とのコミュニケーションや駆け引きが重 要となるカードゲームやボードゲームの楽しさを 知ってもらい、遊びは作れるということを体験す る。	132,057	100,000
12	鳥取朗読の会	つぼみ/ 朗読会 『雛が たり』	日本の伝統文化である雛祭りの大切さや地域固 有の伝統行事・文化に込められた先人の想いをよ り多くの人に伝え続けるため、朗読会を開催する。	137,306	100,000
13	リサイクルの仲間	つぼみ/ 自然わんぱく 楽校	子供たちが心豊かに育つため、心身の健康促進 活動として磯遊びで生物に触れたりイカダを作っ て海に出て遊んだりする。	157,302	100,000
助成金合計額				1,486,000	

平成 22 年度 鳥取市市民活動促進助成事業実績 (平成 23 年 2 月現在)

(単位：円)

No	団体名	助成区分/事業名	事業内容	事業費	助成額 (助成率:4/5)
1	愛・やすらぎ川柳 実行委員会	みのり/ 第 3 回 愛・や すらぎ川柳事 業	鳥取県の花である二十世紀梨の花言葉「愛」を テーマに全国から川柳を募集することで、二十世 紀梨や因州和紙を全国に P R し、青谷町の交流人 口を増加させることを目的とする。	239,324	191,000
2	子育てサポート すくすくクラブ	みのり/ 子育てまちな かセミナー	子育て中の保護者が抱えるストレスの癒しとな り、子育てへの活力の一助になるセミナーを開催 する。事業を通じた親睦を図り、交流を図る。中 心市街地で実施することにより活性化の一助とす る。	297,650	200,000
3	社団法人 ハーモニカレッジ	みのり/ 子どもの心の 根っこを育て るポニークラ ブ事業 2	異年齢の子ども達が自然を相手に集団で遊び、 お互いを知り、お互いの違いを尊重しあう智慧を 学んでいく場を提供していく。	3,332,500 (予定)	200,000 (予定)
4	雛がたり実行委員会	みのり/ 第 10 回 雛が たり	朗読会雛がたりも 10 回目を迎え、新しい雛がた りとするため、全国からお雛様や雛まつりにまつ わるエッセイを募集し、優秀作品を発表・表彰す る朗読会の開催を目指す。	310,000 (予定)	200,000 (予定)
5	地域の楽校づくりの 会	みのり/ 平成 22 年度地 域の楽校づく りの会事業	小学校を拠点とした地域づくりも 10 年目を迎 え、これを記念して幅広く校区住民を対象として 集いを実施し、更なる協働・発展に繋げる機会と する。	250,000 (予定)	200,000 (予定)
6	河原を考える会	つぼみ/ 第 3 回 河原 昭和まつり	河原地区の空店舗や空地を活用し、昭和を軸に イベントを実施し、地域に活力を与える。	396,933	100,000
7	多言語国際交流 サポート TIA	つぼみ/ 世界を知ろ う！ふれあい テント村	鳥取県東部地区に住む子供たちと在住外国人の 子供たち、その保護者の方々が、地域・校区を越 えた触れ合いの中からコミュニケーションの大切 さと国際理解を深めることを目的とする。	128,846	100,000
8	特定非営利活動法人 とっとりフィルム コミッション	つぼみ/ 西河克己メモ リアル～青春 映画の巨匠	今年死去した智頭町生まれの西河監督の功績を 顕彰するため、監督の作品を上映し、撮影カメラ マンに監督の話をしてもらう。	132,597	100,000
9	鳥取おやこ劇場	つぼみ/ ポニーレッ キング、デイ キャンプ	子どもたちに自然を体験させ、自然の素晴らし さや厳しさを教え、子どもの健全育成を図るため、 乗馬やデイキャンプを企画する。	177,156	100,000
10	ひょうたん島 実行委員会	つぼみ/ 湖山池環境視 察の船着場整 備事業	湖山池に海賊船を浮かべているが、青島内での 乗船が困難なため吉岡街道側に設置し、乗船希望 に伝える。	128,000	100,000
助成金合計額				1,491,000	

鳥取市市民活動表彰制度について

目 的	第 2 条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成 15 年鳥取市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 6 号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより一層推進することを目的とする。 （鳥取市市民活動表彰要綱）
定 義	第 3 条 この要綱において「市民活動」とは、条例第 2 条第 1 号に定める活動という。
表彰対象	第 4 条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第 5 条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例第 28 条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

＊ 活動団体（個人）名、活動内容 別表のとおり

平成 21 年度 鳥取市市民活動表彰者

活動団体（個人）名	活動内容
桶屋町町内会 代表者 古川國昭	昭和 5 0 年頃から子ども会による夜警活動を 2 0 年以上続けられ、一時中断の後、平成 1 6 年から町内会有志により再開し、毎日欠かさず「火の用心」の呼びかけを行っています。
紙芝居の会「どんぐり」 代表者 中原亮子	昭和 6 1 年から福部町に伝わる伝説などの大型紙芝居を制作し上演することにより、子どもから高齢者さらには観光客にまで喜んでもらっています。
東原利夫	小中学校で音楽教師として培った経験を生かし、平成 2 年から献身的に市内各地の高齢者の集いなどに出かけ、童謡・唱歌を演奏し、高齢者に懐かしさや感動を与えています。
村山千代子	平成 1 0 年から高齢者施設や地区公民館でハーモニカ演奏のボランティアを行い、高齢者の慰問や音楽ケアに取り組むと同時に地域の音楽活動にも貢献されています。

平成 22 年度 鳥取市市民活動表彰者

活動団体（個人）名	活動内容
エプロンおばさん 代表者 前田妙子	成器地区の地元組織で運営する「いきいき成器保育園」の応援隊として、平成 20 年から給食ボランティア活動を開始。園行事にも積極的に参加し、園の円滑な運営や成器地区のまちづくりに寄与しています。
おはなし宅急便”キキ” 代表者 楮原敦子	平成 14 年から河原町を中心に公民館や小学校等の施設でおはなし会を開催するほか、鳥取市のブックスタート事業に参画し、幅広い年齢層に読書の楽しさを広めています。
覚寺麒麟獅子舞保存会 代表者 青木斉	平成 12 年から「中ノ郷ふるさとくらぶ」の小中学生へ地域の伝統芸能（さいとりさし、麒麟獅子舞）の継承を続け、子ども達の地域に対する誇りや愛着心を高めると共に、伝統文化の振興に貢献しています。
遷喬地区民生児童委員協議会 めだかサークル遷喬 代表者 高木寿蔵	平成 10 年から「めだかサークル遷喬」を開設し、子育て中の保護者に交流や仲間づくり、必要な知識を学べる場を提供。遷喬地区内外から訪れる親子を支援しています。
東郷地区むつみ会 代表者 山根博	昭和 30 年の結成以来、東郷地区内施設の美化を図る奉仕作業のほか、保育園や小学校の子ども達といもの苗植え・収穫やもちつき、七草粥の会などの交流や地域文化の継承を通じ、青少年の健全育成に尽力しています。
特定非営利活動法人 OMU 代表者 佐々木昌彦	路線バスが運行されていない大郷・御熊・内海中地区で、平成 21 年より有償ボランティアバスを 2 コース運行し、地域の高齢者の通院・買い物などの交通手段として大きな役割を果たしています。
鳥取県立中央病院ボランティア	平成 9 年から病院ボランティア活動による外来患者の案内や障がい者や高齢者の援助、患者向け図書室の図書の整理・貸出を行い、病院環境の改善に貢献しています。
鳥取西地域 キャラバンメイト連絡会 代表者 山田節子	認知症に対する理解と支援の輪を広げるため、平成 21 年から講習会や寸劇、パネルによる啓発活動や市主催の認知症予防教室の企画運営に携わり、みんなが安心して暮らせるまちづくりに貢献しています。
中尾艶子	美保地区公民館の運営や老人クラブ、美保まちづくり協議会の活動を通じて地域づくりに貢献してきました。平成 15 年からは新しい美保音頭の普及・指導にも尽力しています。

活動者・活動団体	活動内容
にこにこにっこりあいさつ隊 代表者 山田泰彦	あいさつや人と人とのふれあいの大切さを、老人クラブや小学校等施設の訪問活動や駅前等でのあいさつ運動、チラシの配布を通じて普及啓発しています。平成２１年には自作の「心の健康劇」が鳥取県内の自殺対策教材として活用されました。
明治地区パトロール隊 代表者 中本義正	平成１１年の結成以来、明治地区全体で夏休み期間を中心とする夜間パトロールや子ども達の安全・安心のため登下校時パトロールを行い、地域の安全や青少年の非行防止、不法投棄の防止に貢献しています。

本市のまちづくり協議会の設置状況について（平成 23 年 2 月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等		
	設立済	協議会設立 年月日	計画作成			設立済	協議会設立 年月日	計画作成
久松	○	H21. 6. 19		国府町	大茅	○	H21. 4. 18	
遷喬	○	H21. 9. 29	●		成器	○	H20. 11. 28	●
城北	○	H21. 1. 23	●		谷	○	H21. 3. 14	●
浜坂	○	H21. 2. 27	●		宮下	○	H20. 12. 18	●
中ノ郷	○	H21. 1. 22	●		あおば	○	H21. 1. 25	●
醇風	○	H21. 3. 27	●	福部	福部	○	H20. 11. 26	●
修立	○	H22. 3. 6		河原町	河原	○	H21. 11. 16	●
日進	○	H21. 5. 21	●		国英	○	H21. 9. 29	●
富桑	○	H21. 3. 17	●		八上	○	H22. 3. 14	●
明德	○	H21. 8. 24	○		散岐	○	H21. 3. 25	●
美保	○	H21. 3. 25	●		西郷	○	H21. 12. 6	●
美保南	○	H20. 12. 13	●	用瀬町	用瀬	○	H21. 3. 24	●
稲葉山	○	H21. 11. 17			大村	○	H21. 3. 7	●
岩倉	○	H20. 12. 12	●		社	○	H22. 3. 20	
倉田	○	H21. 1. 19		佐治	佐治	○	H21. 2. 8	●
面影	○	H21. 2. 1	●	気高町	瑞穂	○	H20. 12. 20	●
津ノ井	○	H21. 2. 20			宝木	○	H20. 11. 19	●
若葉台	○	H20. 4. 27	●		逢坂	○	H21. 2. 5	●
米里	○	H21. 2. 22	●		浜村	○	H21. 5. 14	
神戸	○	H21. 3. 24	●		酒津	○	H22. 4. 24	
大和	○	H20. 11. 29	○	鹿野町	鹿野	○	H21. 3. 1	●
美穂	○	H21. 6. 27			勝谷	○	H21. 2. 7	●
東郷	○	H21. 3. 15	●		小鷲河	○	H21. 3. 26	●
大正	○	H21. 5. 9	●	青谷町	日置	○	H20. 11. 25	○
豊実	○	H20. 12. 20			日置谷	○	H20. 12. 7	●
明治	○	H21. 1. 24	●		勝部	○	H21. 1. 20	●
松保	○	H21. 5. 14	●		中郷	○	H20. 10. 18	●
湖南	○	H21. 5. 8	●		青谷	○	H20. 12. 25	●
末恒	○	H20. 8. 30		計		28		24
湖山	○	H21. 10. 28	○	合計		61		47
湖山西	○	H20. 11. 9	●	● 支援宣言実施済 4 3 地区 ○ 計画策定報告有 4 7 地区				
賀露	○	H21. 9. 13						
千代水	○	H20. 11. 28						
計	33		23					

【協働のまちづくり支援宣言】 本市では、「地域コミュニティ計画」に基づく事業等を強力に支援する姿勢を表すため、まちづくり協議会に「協働のまちづくり支援宣言書」を手渡しています。

平成 20 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績

1. 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、平成 20 年 10 月 1 日に施行された鳥取市自治基本条例を契機として、市民と行政との協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2. 実施日時及び会場

平成 21 年 1 月 31 日（土） 13:30～16:00 鳥取市解放センター

3. 参加人数 約 300 人

4. 内容及び所要時間

○開 会 （13:30～13:45）

あいさつ 鳥取市長 竹内 功

○市民活動表彰 （13:45～14:15）

被表彰者（団体）10 人（団体）

選考経過、所感報告

○活動事例発表 （14:15～14:40）

中嶋須美子氏（市民活動表彰を受けた団体（個人）の代表）

「民話が育んだ出会いとふれあい」

○日和 代表 田村賢治氏（市民活動促進助成事業を受けた団体の代表）

「しゃんしゃんで彩るふるさとづくり」

○パネルディスカッション （14:40～15:50）

テーマ：市民が主役のまちづくり

コーディネーター 大久保良隆 鳥取市市民自治推進委員会委員長

パネラー 安陪 幸伸 旧鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例
検討委員会委員

小原 み幸 鳥取市市民活動委員会委員

福井 正樹 若葉台地区まちづくり協議会副会長

林 由紀子 鳥取市副市長

○まとめ （15:50～16:00）

家中 茂（参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会委員長）

○閉 会 （16:00）

平成 21 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績

1. 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2. 実施日時及び会場

平成 21 年 11 月 7 日（土）13:30～16:00 国府町中央公民館 多目的ホール

3. 参加人数 約 250 人

4. 内容及び所要時間

○開 会 （13:30～13:40）

あいさつ 鳥取市副市長 林 由紀子

○市民活動表彰 （13:40～14:00）

被表彰者（団体）4 人（団体）

該当者（団体）	活動内容
紙芝居の会「どんぐり」	公民館等での紙芝居の上演
村山千代子	老人保健施設等でのハーモニカ演奏
桶屋町町内会	町内会の夜警活動
東原利夫	ピアノとアコーディオンによる「童謡を歌おう」の講師

○活動事例発表 （14:00～14:20）

村山千代子氏（市民活動表彰を受けた団体（個人）の代表）

「ハーモニカの音色に魅せられて」

活動内容等…老人保健施設等でのハーモニカ演奏。ハーモニカの資格を取得し、42 本のハーモニカを使い分け高齢者の慰問を行っている。

○愛・やすらぎ川柳実行委員会 実行委員 前田孝子氏

（市民活動促進助成事業を受けた団体の代表）

「愛・やすらぎ川柳」のあゆみ

活動内容等…鳥取県花である二十世紀梨の花の花言葉「愛」をテーマにした川柳を幅広く募集し、伝統工芸品である因州和紙、特産品である二十世紀梨の PR を行うと同時に、和紙の里「青谷日置地区」の活性化を図る。

○アトラクション （14:20～14:35）

国府東小学校「国府東太鼓」、「因幡の傘踊り」

○講演 （14:35～15:05）

演 題 「二番丁地区コミュニティ協議会の取り組みについて」

講 師 高松市二番丁地区コミュニティ協議会

石田雄士会長、吉田治企画委員長

○意見交換（15：05～15：50）

テーマ：魅力と活力のあるまちづくり

進 行	大久保良隆	鳥取市市民自治推進委員会委員長
パネラー	臼井 宏昌	美保南地区まちづくり協議会事務局長
	山崎豪太郎	まちづくり・いきいき成器の会会長
	福山 裕正	鳥取ふるさとUI（友愛）会会長
助言者	石田 雄士	高松市二番丁地区コミュニティ協議会会長
	吉田 治	高松市二番丁地区コミュニティ協議会企画委員長

○まとめ（15：50～16：00）

大久保良隆（参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会委員長）

○閉 会（16：00）

《その他》

○市民活動表彰被表彰団体などの活動状況についてパネル展示を行う。

○地元農産物、加工品の販売

扇の里グループ…野菜、ふきの佃煮、ケチャップ等

くらら（長尾具子）…アイスクリーム

○無料シャトルバスの運行…2台運行

平成 22 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績

1. 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2. 実施日時及び会場

平成 23 年 1 月 22 日（土）13:30～16:10 鳥取市民会館 大ホール

3. 参加人数 約 200 人

4. 内容及び所要時間

○開 会 （13:30～13:40）

あいさつ 鳥取市長 竹内 功

○市民活動表彰 （13:40～14:05）

被表彰者（団体）11 人（団体）

該当者（団体）	活動概要等
エプロンおばさん	「いきいき成器保育園」で平成 20 年から給食ボランティア活動を行い、当園の運営や成器地区のまちづくりに貢献している。
おはなし宅急便“キキ”	平成 14 年からおはなし会や鳥取市ブックスタート事業への参画を通じ、幅広い年齢層に読書の楽しさを広めている。
覚寺麒麟獅子舞保存会	平成 12 年から「中ノ郷ふるさとくらぶ」の小中学生へ地域の伝統芸能（さいとりさし、麒麟獅子舞）の継承を続けている。
遷喬地区民生児童委員協議会 めだかサークル遷喬	平成 10 年から「めだかサークル遷喬」を開催し、子育て中の保護者が交流し、必要な知識を学べるよう支援している。
東郷地区むつみ会	東郷地区の美化を図る奉仕作業や、青少年の健全育成を目的に保育園や小学校の子どもたちとの交流活動を行っている。
特定非営利活動法人 OMU	路線バスが無い大郷・御熊・内海中地区で平成 21 年から有償ボランティアバスを運行し、地域の交通手段として大きな役割を果たしている。

該当者（団体）	活動概要
鳥取県立中央病院ボランティア	平成 9 年から病院ボランティア活動による外来患者の案内をはじめ、障がい者、高齢者の援助などを行い、病院環境の改善に貢献している。
鳥取西地域キャラバンメイト連絡会	認知症への理解と支援の輪を広げるため、講習会や寸劇による啓発活動を行い、安心して暮らせるまちづくりに貢献している。
中尾艶子	平成 7 年から美保地区公民館や老人クラブ、美保まちづくり協議会の活動や、美保音頭の指導を通じて地域づくりに貢献している。
にこにこにっこりあいさつ隊	平成 19 年から学校、保育園、幼稚園、施設や街頭であいさつ運動を行い、ふれあいの大切さを普及啓発している。
明治地区パトロール隊	平成 11 年の結成以来、明治地区で夜間や子どもの登下校時にパトロール活動を行い、地域の安全や非行・不法投棄の防止に貢献している。

○活動事例発表 （14：05～14：30）

鳥取西地域キャラバンメイト連絡会 会長 山田 節子氏
（市民活動表彰を受けた団体（個人）の代表）

「高齢者の笑顔のために ともに手をつなぐ」

活動内容等…平成 21 年から認知症への理解と支援の輪を広げるため、幅広い年代に対する認知症サポーター養成講座の実施や自作の寸劇上演などによる啓発活動を行っている。また、行政が行う認知症予防教室を、回想法や昔の遊びなど様々な手法で支援し、認知症予防に大きな効果を上げている。

みんながっこう
地域の楽校づくりの会 前田 伸二氏

（市民活動促進助成事業を受けた団体の代表）

「楽校づくりで散岐を元気に」

活動内容等…散岐小学校の改築を機に、小学校を拠点とした地域づくり活動を展開し、地区のシンボル・心のよりどころである小学校を地域住民の集いの場にするを目的に平成 13 年に発足。地域資源を活かした自然体験や、地区住民と児童とのふれあい活動など 1 年を通じた活動を行っている。

○アトラクション （14：30～14：55）

城北ファミリーバンド「勇気 100%」、「ありがとう」、「どんなときも」

団体紹介…音楽の楽しさを子どもたちや地域に発信するとともに、地域の活性化に貢献するため、平成 16 年、城北小学校の保護者数名を中心に結成された。城北地域を拠点に活動しているが、企画・演出全てメンバーの手づくりによる、アットホームな演奏が特徴。

中ノ郷ふるさとくらぶ「さいとりさし」

団体紹介…「麒麟獅子舞」、「さいとりさし」など、地域の伝統文化の継承と「銭太鼓」の体験を目的に、中ノ郷地区公民館を拠点に取り組んでいる。今年度は、小学生から中学生まで 32 人が在籍し、地域に支えられ活動を行っている。

○講演 (14:55～16:05)

演 題 「妖怪によるまちづくり・境港市観光協会の挑戦」

講 師 境港市観光協会 会長 柊田 知身氏

講師紹介…水木しげるロードをはじめ、特色あるまちづくり活動が全国の注目を浴び、昨年、年間 370 万人を超える観光客が訪れた境港市の妖怪によるまちおこしの仕掛け人で、幅広い分野で活躍中。

○まとめ (16:05～16:10)

大久保良隆 (参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会委員長)

○閉 会 (16:10)

《その他》

○市民活動表彰被表彰団体などの活動状況についてパネル展示を行う。

○書籍・加工品等の販売

NPO法人鳥取青少年ピアサポート…パン、クッキー等

境港市観光協会…書籍等

○送迎用マイクロバスの運行…1 台運行 (中ノ郷地区公民館)

○託児、手話通訳…事前の希望者が無かったため設置なし

平成 22 年度「協働のまちづくり」職員研修

1 目的

市民と行政の「協働」によるまちづくりを推進するため、平成 22 年度を「協働のまちづくり展開の年」と位置づけた。平成 22 年 3 月に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」の内容など、本市の協働のまちづくりの取り組みについて研修することにより、職員の協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させ、市民へ広く周知できる力を身につけることを目的として実施。

2 開催日時及び場所

区分	期日	時間	場所
第 1 回	10 月 4 日（月）	10:00～11:30	鳥取市文化ホール 大ホール
第 2 回		14:00～15:30	
第 3 回	10 月 7 日（木）	10:00～11:30	気高町総合支所第 2 庁舎 会議室
第 4 回		14:00～15:30	気高町総合支所第 2 庁舎 第 4 会議室
第 5 回	10 月 8 日（金）	10:00～11:30	国府町中央公民館 多目的ホール
第 6 回		14:00～15:30	

3 対象者 鳥取市役所全職員（嘱託職員を含む）

4 参加者 1,448 人（参加率 74.8%）

5 内容

1) 研修テーマ「本市の協働のまちづくりの取り組みについて」

2) 日程

○協働事例紹介

- ・鳥取市市民活動促進助成金を活用した取組（10 月 4 日）
- ・コミネット宝木の取組（10 月 7 日、午前）
- ・いなば西郷むらづくり協議会の取組（10 月 7 日、午後）
- ・国府町上地地区の取組（10 月 8 日）

○まちづくり協議会の市、地域の取組

○協働のまちづくり基本方針、ハンドブックの説明

○職員意識調査の集計結果、分析

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、会議日程

1. 平成 20, 21, 22 年鳥取市市民自治推進委員会

委 員 長 大久保 良隆
副委員長 宇多川 淳子

2. 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2 人)	上田 雅稔	弁護士
	家中 茂	鳥取大学地域学部准教授
民間団体に属する者 (4 人)	大久保 良隆	鳥取市自治連合会副会長
	小畑 勝代	鳥取商工会議所女性会副会長
	谷村 美喜恵	鳥取市連合婦人会用瀬地区会長
	福島 猛夫	NPO 法人とっとりフィルムコミッション理事
公募による者 (4 人)	井上 学	
	宇多川 淳子	
	景下 明美	
	木下 紀子	

3. 会議日程

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 20 年度 (3 回開催)	第 1 回	平成 20 年 11 月 27 日	委員長、副委員長の選出 今後のスケジュールと審査事項
	第 2 回	平成 21 年 2 月 6 日	市民政策コメントの見直し 参画と協働のまちづくりフォーラムの検証
	第 3 回	平成 21 年 3 月 26 日	委員会の今後の協議テーマ
平成 21 年度 (6 回開催)	第 1 回	平成 21 年 4 月 30 日	協働のまちづくり関係補助制度の検証 自治基本条例の効果的な広報の実施
	第 2 回	平成 21 年 5 月 22 日	市民活動促進助成金審査会
	第 3 回	平成 21 年 7 月 31 日	先進地調査・視察（大阪府吹田市）
	第 4 回	平成 21 年 9 月 4 日	市民活動表彰制度に伴う被表彰者の選考審査 協働のまちづくり市民アンケート結果
	第 5 回	平成 21 年 12 月 21 日	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 協働のまちづくり基本方針等の検討
	第 6 回	平成 22 年 2 月 24 日	第 5 次行財政改革大綱の策定
平成 22 年度 (6 回開催)	第 1 回	平成 22 年 5 月 21 日	市民活動促進助成金審査会
	第 2 回	平成 22 年 6 月 30 日	市民活動表彰制度に伴う被表彰者の選考審査
	第 3 回	平成 22 年 9 月 17 日	市民自治推進委員会意見書の内容検討
	第 4 回	平成 22 年 12 月 13 日	協働事業提案制度の内容検討
	第 5 回	平成 23 年 2 月 21 日	協働事業提案制度の内容検討 参画と協働のまちづくりフォーラムの検証
	第 6 回	平成 23 年 3 月 29 日	市民自治推進委員会意見書の提出

平成23年度
鳥取市市民自治推進委員会
活動報告書

平成24年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

1. はじめに
2. 参画と協働のまちづくりフォーラムの実施
3. 市民まちづくり提案事業の審査
4. 市民活動表彰の審査
5. 鳥取市自治基本条例の見直し
6. 市民活動と協働のまちづくり
7. 地域コミュニティと協働のまちづくり
8. 鳥取市自治基本条例の広報
9. 平成 24 年度の活動方針

参考資料

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
【市民活動促進部門】助成事業実績
【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績
2. 鳥取市市民活動表彰制度について
3. 自治基本条例の見直し検討に関する委員会協議
4. まちづくり協議会の活動状況について
5. 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
6. 市職員研修について
7. 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1 はじめに

鳥取市市民自治推進委員会は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本条例に基づき、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査、審議を行うために設置されている市長の附属機関です。

今期の委員会は、平成 23 年 4 月から 2 年間の任期によりスタートし、平成 23 年度は 1 年目の活動となりました。

本報告書は、前期の市民自治推進委員会（任期：H20.11.27～H23.3.31）が平成 23 年 3 月に市長に提出した「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（以下「意見書」という。）」を踏まえ、当委員会が行ってきた平成 23 年度の活動について報告書としてまとめたものです。

2 参画と協働のまちづくりフォーラムの実施

参画と協働のまちづくりフォーラムは、市民自治推進委員会のメンバーが実行委員会の一員として、当日の司会進行をはじめ、受付、会場設営、パネルディスカッションのコーディネーターなど、委員はそれぞれの役割を分担しながら市と協働して開催しました。

意見書及びこれまでの経験に基づき、今年度の開催時期は気候に配慮し、11 月としました。また、開催場所については、これまで鳥取地域と新市域で交互に開催してきたことを踏まえ、今年度は河原町とし、全市を対象としながらも、特に鳥取市南部地域にスポットを当てた内容としました。

フォーラムのメインと位置付けたパネルディスカッションについては、テーマを「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」とし、パネリストに南部地域などで活躍する若い世代の方々を中心に迎え、中山間地域を元気にするためのヒントを探りました。

さらに、アトラクションについても、吉本興業の鳥取に住みます芸人で、鳥取市観光大使のユウトさんにご出演いただき、地域活性化の取り組み状況を交え、会場を大いに盛り上げていただきました。

そのほか、南部地域の団体にご出店いただき、地域の特産品などを販売した「鳥取南部マルシェ」や、初の試みとして、それらの団体にご協力をいただいで行った抽選会、さらには市民活動表彰被表彰者及び市民活動促進助成事業実施団体を紹介するパネル展に、本市のトライアル発注製品である「デジタルサイネージ（LCD＋LED複合ディスプレイ装置）」を活用するなど、多くの方にご来場いただき楽しんでいただくための工夫を凝らしました。

しかしながら、参加者については地域コミュニティに関係する方が多く、限

られた層へのアプローチとなったと考えられることから、今後、参加者層の広がり課題とし、新たな仕組みの検討をしていく必要があると考えます。

3 市民まちづくり提案事業の審査

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、平成 16 年度に創設された鳥取市市民活動促進助成事業を引き継ぎ、平成 23 年度から実施されました。この事業の立案にあたっては、平成 22 年度に設置された「協働事業提案制度検討委員会」による意見を参考に、従来からの地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度（市民活動促進部門）に加え、市民活動団体と市が協働で行うことで更に効果が高まる事業への助成制度（協働事業部門）が新設されています。

市民自治推進委員会は、市民活動団体から提案された事業の審査及び市長への推薦を行う役割を担っています。平成 23 年度は市民活動促進部門で 9 団体、協働事業部門で 2 団体の推薦した事業について当該助成金の交付が決定されました。

一方、当事業の市民活動促進部門は、平成 23 年度行政評価における外部評価を受けました。その結果、鳥取市による市民活動への財政的支援の必要性和効果は評価されたものの、申請団体の拡大や申請・審査の手続きの簡略化等が課題として指摘されました。

また、外部評価の対象とならなかった協働事業部門についても、市民活動団体と市との協働による、より効果的な鳥取市の課題解決に向けた取り組みを進めることが望まれます。

これらのことを踏まえ、更に多くの市民活動団体に対する支援により鳥取市の市民活動を促進し、協働による効果的な課題解決を進めるため、当事業の見直しが必要と考えます。

4 市民活動表彰の審査

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年度に創設されたものです。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、意見書のとおり前期の市民自治推進委員会が採点選考する審査方法に問題点を感じていたことから、本年度は採点を行わず、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、④効果性、⑤継続性の 5 つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または「不適」から選択する方式に変更しました。

当委員会としては、“小さな市民活動にも光を”との市民活動表彰の趣旨を大切にして審査にあたるよう努めました。審査の結果、応募のあった 5 団体すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定し、市長の決定を経て 11 月 5 日（土）に開催された「参画と協働のまちづくりフォーラム」の中で表彰式が行われました。

課題としては、まだまだ本制度や表彰の趣旨の理解が進んでいないということです。今後もより広く市民の方に知っていただくことが表彰の趣旨に照らして求められていることと考えます。

5 鳥取市自治基本条例の見直し

本市のまちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」は、平成 20 年 3 月に制定され、同年 10 月 1 日から施行されました。

自治基本条例は、制定することが目的ではなく、この制定をスタートとして、その理念や仕組みが市民に十分浸透し理解され、まちづくり活動の指針として有効に活用されることで、初めて生きた条例としての評価を得ることになると考えます。このことを踏まえて、市ではこれまで市報やホームページ、ケーブルテレビ等放送メディアの活用、地域づくり懇談会、地区座談会などでの周知をはじめ、解説冊子、パンフレット、ポスターの作成・配布、懸垂幕の掲示、シンポジウム・フォーラムなど、広報活動が行われてきました。

平成 23 年度、自治基本条例は大変注目されました。鳥取市庁舎の新築移転計画に関し、5 万 304 人の署名が集まり、市議会に対し「市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例」の制定を求める直接請求がなされ、本市の住民投票について規定する自治基本条例は大きく報道されました。このことは、市民自治推進委員会の議論にも影響を与えたところです。

一方、自治基本条例は、第 29 条第 1 項^{*1}に条例の見直しについて規定しており、そのことを踏まえ、自治基本条例第 28 条第 2 項^{*2}に規定される当委員会では、平成 23 年 9 月 28 日開催の第 4 回委員会から自治基本条例の見直しについて 3 回の審議を行ってきました。当委員会では、以下について検討した結果を

報告します。

○検討結果

自治基本条例は、平成 19 年度に公募による市民などで構成される「鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会」が素案を作成し、市議会の議決を経て平成 20 年 10 月に施行されました。条例は施行から 3 年を経過しましたが、条例の認知度はまだまだ高いとは言えません。市民が主役の協働のまちづくりを推進するためには、条例の目的はもとより、条例の認知度をより一層高めていく必要があると考えます。

そういった現状を踏まえると、現時点では、条例の各条項が社会情勢に適合したものかどうかについて、改めて全条文を対象に検討する時期ではないものと考えます。

ただし、現在実施されようとしている市庁舎整備に関する住民投票をとらえて、この機会に広く市民の参画を得ながら条例の見直しを検討することも意義があり、条例の認知度を高め、より一層、市民が主役の協働のまちづくりを推進する契機にすることも大切と考えます。

① 検討すべき条項及び事項

全条文を見直す時期ではないと考えますが、検討・検証にあたって、第 4 回委員会で協議した自治基本条例の検討すべき条項及び事項（参考資料 3 のとおり）についての部分は、もう少し時間をかけての議論が必要と考えます。

あわせて一方、各条項について、それぞれの関係課に条例の運用状況等を調査することが必要と考えます。

また、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に、自然災害等に対応した、市民の安全・安心な暮らしを守るため、市民と行政の役割を明確にする新たな規定の必要性についても検討すべきと考えます。

② 自治基本条例の見直しの手法等について

本委員会の報告内容と併せて、市において、条例の運用状況等を調査、検討された上で、条例の見直しの検討を行うこととなった場合には、自治基本条例に基づく市民自治推進委員会条例第 2 条第 1 項第 1 号^{*3}に位置づけられているとおり、公募を含む市民で構成される市民自治推進委員会で主体的に素案づくりを検討することが、市民が主役の協働のまちづくりとして望ましい取り組みと考えるところです。

素案づくりには、随時市報及びホームページ等で市民へ情報提供を行い、透明性を図りながら、必要に応じて関係者（市議会、各担当課、関係団体等）の

意見を聴き、他市の状況を調査するなどし、必要な時期にはパブリックコメント等で幅広く市民の意見を反映させることが必要と考えています。

※1

第 29 条 市長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

※2

第 28 条

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

※3

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。

6. 市民活動と協働のまちづくり

意見書では、「コミュニティ支援チーム^{※4}」について、まちづくり協議会と行政とのパイプ役としての役割について言及し、「市職員の協働意識を一層高揚する施策の継続」を望んでいます。

市はこれまでも行ってきた職員研修について、昨年度から、地域貢献の意識や地域の活動に対する基礎知識を高め、市民との協働意識を醸成することを目的に、新規採用職員をコミュニティ支援チーム員（研修生）に任命しており、採用一年目から協働のまちづくりについて理解を深めてもらう取り組みを進めてきました。

また、市は本年度、新たな職員研修の取り組みとして、NPO等と行政との協働を主なテーマに、コミュニティ支援チームで活躍している係長級職員35名を対象に研修を実施されました。

研修は 3 つのメニューにより行われましたが、市民活動拠点「アクティブとっとり」を管理運営する鳥取市ボランティア・市民活動センターの講座を受講し、同センターの職員による研修会や実際に市民活動団体の活動に参加する体験研修のほか、市民活動に取り組むパネリストによるパネルディスカッションを行った「参画と協働のまちづくりフォーラム」への参加（任意）により、N

PO等との協働を意識しながら業務に取り組むための基礎知識の取得を目指されました。

当委員会としては、今後とも市職員における市民等との協働意識を一層高める研修の継続を望みます。

※4 次項「7」参照

7 地域コミュニティと協働のまちづくり

市では、平成 23 年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」と位置づけ、引き続き協働のまちづくりの推進を図ってこられました。

協働のまちづくりについては、市内 61 の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、全地区にまちづくり協議会が設立され、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が、そのうち 58 地区で策定されており、計画に基づく実践活動が各地区で展開されています。

市は、これらの活動を様々な方法により支援しておられますが、地域コミュニティ計画に基づく事業等を強力に支援していく姿勢を表すものとして「協働のまちづくり支援宣言」をこれまでに 55 地区（本年度は 12 地区）に対し行われています。

また、「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」により財政面の支援を行い、人的支援策としては、市職員による「コミュニティ支援チーム」が編成され、241 名のチーム員が各地区のまちづくり協議会の支援を行っておられます。

市民自治推進委員会としては、まちづくり協議会をはじめとした鳥取市内の先進的な活動団体の事例を知り、また、自治基本条例に基づく協働のまちづくりの取り組み状況を確認するため、それらの団体と直接意見交換したいと考えており、平成 24 年度に実現されることを期待しています。

8 鳥取市自治基本条例の広報

自治基本条例の広報活動については、5 で述べたとおりこれまでも多様な取り組みが行われてきたところですが、市は本年度、自治基本条例の一層の周知を目的に、平成 21 年度に作成した「協働のまちづくり基本方針」に基づき、市内で行われている協働の具体的な事例についてまとめた「協働事業事例集」及び「協働事業事例集／ダイジェスト版」を作成されました。

市民自治推進委員会においては、前期の委員会が事例集の内容の検討を行っていましたが、今期の委員会の任期中に作成されたことになります。これらは市ホームページで公開されているほか、地区公民館に設置されたり、地域づくり懇談会及び平成 24 年成人式において配布され、本市が自治基本条例に基づき協働のまちづくりを推進していることが周知されました。

また、自治基本条例に基づく「参画と協働のまちづくり」を推進するため開催している「参画と協働のまちづくりフォーラム」に関しては、意見書では「鳥取地域内に限定せず新市域においても開催して、全市にわたる自治意識の啓発・高揚に結びつけることや、新聞・テレビなどマス媒体の有効活用に一層力を入れることも必要」と指摘されていますが、本年度はこのことを踏まえ、鳥取市南部地域に焦点を当て、河原地域において開催しました。フォーラムでのアンケート結果から、参加者のおよそ半数は南部地域の住民の方であったことが分かり、「全市にわたる自治意識の啓発・高揚」に寄与しました。

また、マス媒体に対しては、例年行うマスコミへの資料提供及びケーブルテレビのいなびりょんぴょんネットによる特別番組の放送の依頼を行い、地元紙にフォーラムの記事が掲載されたほか、いなびりょんぴょんネットにおいてパネルディスカッションの様子が放送されました。

このことに加え、本年度は、新たなチャレンジとしてコミュニティFMのFM鳥取と協働し、USTREAM を活用したフォーラムのインターネット配信を行いました。USTREAM ではフォーラムを生中継したのみではなく、フォーラム後も常時インターネットで録画番組が配信されており、来場できなかった方も視聴可能になるなど、より多くの方に周知ができるよう試みました。

9 平成 24 年度の活動方針

市民自治推進委員会は、平成 24 年度、次の活動方針を掲げ、取り組みます。

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用及び見直しについての審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること
- ④ 「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（仮称）」を策定すること

参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…P10～P13 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績
参考資料 2	鳥取市市民活動表彰制度について…P14 平成 23 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者
参考資料 3	自治基本条例の見直し検討に関する委員会協議…P15～17
参考資料 4	まちづくり協議会の活動状況について…P18
参考資料 5	参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告…P19～P20
参考資料 6	市職員研修について…P21～P22 「協働のまちづくり」職員研修実績
参考資料 7	鳥取市市民自治推進委員会について…P23 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

交付目的	第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)
定 義	第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。
助成対象事業	第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 (3) 協働による地域の課題解決等を図る事業 - ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 - イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 - ウ 将来性がある事業(将来的な自立につながる事業) 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。
助成金交付対象者	第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 (5) 前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 (6) 前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回を受けているとき。

助成金の算定等	【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後3年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10分の10 限度額 10万円 ・公益的な自主事業 設立後1年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5分の4 限度額 20万円 【協働事業（市民等提案）部門】 市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。 (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 補助率 5分の4 限度額 70万円
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	申請金額	交付決定額
1	創造的な	あまぷろ	あまぷろ (因幡甘味プロジェクト)	因幡地方の様々なスイーツを市民をはじめ全国に発信し、ブランド化することでスイーツ地としての認知を図るため、因幡スイーツの販売をとおして情報発信を行う。	190,000	100,000	92,000
2	市民活動事業	特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取地区クラブピース ふれあいリズム体操	自閉症・発達障がいの方のリズム体操教室を開催し、市民にも参加していただくことで、交流や障がい特性の理解を図り、自閉症・発達障がいの方が生活しやすい社会の実現を目指す。	146,440	100,000	100,000
3	公益的な自主事業	河原を考える会	第四回河原昭和まつり	野外コンサート、昭和の展示、各団体による売店などの催しを実施。地域交流や文化伝承、地域ボランティアによる運営を行い、活力ある地域への発展を目指す。	500,000	200,000	200,000
4		青谷地区を美しくする会	「笹ユリ」保護事業	「笹ゆり」の生息環境の再生を図り、環境整備、育苗、播種等を行う。地元住民や小学生とともに活動す	174,000	140,000	140,000

			ることで、自然を守り育てる心を育み、地域の発展につなげる。			
5	子育てサポートすくすくクラブ	子育てまちなかセミナー	子育て中の保護者の癒しや子育てへの活力の一助とするため、託児付のアロマストレッチ講習会と子育て座談会を開催する。まちなかで実施することで、中心市街地の活性化の一助となることを目指す。	280,000	200,000	200,000
6	科学遊び広場	サイエンスカフェ鳥取 2011	原子力や放射線、鳥インフルエンザや家畜の病気などのテーマで正しい知識を伝える講演をカフェで開催する。専門家が市民の中に入って同じ目線で科学を伝承し、コミュニケーションを図ることで、健康で安全な暮らしを営む科学知識を身に着け、科学的に判断して行動できる市民を育てる。	210,000	168,000	168,000
7	鳥取おやこ劇場	ポニートレッキング	ポニートレッキングや野外ゲームをとおして、子どもたちが動物に触れ、五感をフルに使った自然体験を楽しみながら、命の大切さや自然の素晴らしさ・厳しさを知るきっかけを作り、子供たちの健全な育成を目指す。	140,000	100,000	100,000
8	地域の楽校づくりの会	地域の楽校づくりの会	散岐小学校の児童や校区住民を対象に笹まきづくり、魚とりと川遊び体験、もちつきなどの地域資源を活かした催しを行い、子供と地域住民・高齢者との交流や小学校を拠点とする地域の各組織による連携活動の継続を目指す	125,000	100,000	100,000
9	雛がたり実行委員会	お雛さまエッセー&絵てがみコンクール	用瀬町のアピールとお雛様・雛祭りに込めた思いを次世代に繋げるため、お雛様にまつわるエッセーや絵てがみを全国から公募し、審査会を経て「第11回雛がたり」に合わせ、表彰式を行う。	300,000	200,000	200,000

【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	団体名	事業名	事業概要	事業費	申請金額	交付決定額
1	特定非営利活動法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会	鹿野城下 虚無僧行脚	鹿野町城下町地区にて行灯や提灯が灯る通りを尺八愛好家が扮する虚無僧が尺八を奏でながら練り歩き幻想的な風景を作る虚無僧行脚を行い、まちなみ作りの素晴らしいさを町内外の人々と共に楽しみ、さらに推進するための活力とする。	705,000	560,000	448,000
2	行徳地区まちづくり代議員会	まちづくりと地域福祉の結合による「共助型地区整備」	行徳地区における狭あい道路の改善に向け、沿道土地権利者の寄付及び用地提供の合意形成を図るため、勉強会やワークショップの開催、改善工事实施にあたり記録集と「あゆみ」の作成・配布を行う。	330,000	312,000	252,000

審査員（市民自治推進委員会）の意見

○「鹿野城下 虚無僧行脚」に対して

大変ユニークな取り組みであり、取り組みの効果による将来展望も持っておられます。一方で、虚無僧の参加者が自費で参加される、せめて宿泊費の半額は負担するなど、自立できるような方法を考えていただき、次回から自主財源で実施していただきたいです。

市民との交流や参加の機会を増やすことでさらに地域が活性化し、鹿野の魅力もますます高まると思われるので、今後の取り組みには大きな効果を期待しています。

○「まちづくりと地域福祉の結合による『共助型地区整備』」に対して

協働にふさわしいテーマを取り上げていることや、町内会の枠を越えたこれまでにない取り組みである点を評価します。一方、住民を巻き込んでいくプロセスには専門的な支援が必要と思われます。また、事業内容や予算計画が具体的でないこと、活動の先行きに不透明感があることから、活動を継続するためにも自己資金の確保に努めていただきたいと思います。

活動の公共性は高く、住民と行政による協働のモデル的なまちづくりであると考えますので、今後の取り組みを期待しています。

2. 鳥取市市民活動表彰制度について

目 的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定 義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。
表彰対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

平成23年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

被表彰者	活動内容
河原ふるさと塾	平成6年に町内の有志で結成し、千代川のクリーンクリーン作戦の提唱のもと「水辺のコンサート」、天然アユの遡上についてのシンポジウムを開催。また、地元の小学校と川・生き物の観察活動、魚道の製作設置など地域の環境学習、教育活動の実践を行うとともに、地域の環境保全に貢献している。
谷本 静穂	平成19年から地区の健康管理委員長を務め、健康ウォークの企画、大しだれ桜の整備など地域の中心として活動を行う。また、「三谷手踊り保存会」として雨乞い踊りを40年ぶりに復活させるなど、地域の結束力を強め、明るく元気な地域づくりに貢献している。
鳥取市河原地域民生児童委員協議会	「自らの街の安全は自ら守る」のスローガンのもと、地域内の保育園、公園などを中心に積極的に「青色防犯パトロール」活動を行う。また、平成19年より学校との連携による「あいさつ運動」の実施など子どもの健全育成、地域の安全安心の取り組みを進めている。
地域の楽校づくりの会	「笹まきづくり」、「魚とりと川遊び体験」など、平成13年から地域の資源を活かした自然体験や地区住民と児童とのふれあい活動を行い、小学校を拠点とした地域づくり、地域住民の交流の場づくりに取り組み、まちづくりの推進に貢献している。
もちがせ上方往来散歩径	平成18年から地域の活性化を目指し、町内の水路に「こいのぼり流し」。流し雛行事での休憩所や食事提供。また、地域資源の活用を図った三角山お城山ハイキングルートの整備や観光ボランティアガイドの実施など用瀬地域の活性化、まちづくりに貢献し、用瀬町の観光客の増加にも一役買っている。

3. 自治基本条例の見直し検討に関する委員会協議

章、条の見出し		主要な担当課	委員意見（委員会・ワークシート）と担当課意見
第2条	（定義）	協働推進課	（1）「市民」の定義について、外国人の位置づけをどのようにするか。 （4）『意思決定に関わること』という所が、わかりにくいように思う。
第6条	（情報共有の原則）	協働推進課	市民と市とは一方通行でなく双方向の関係が重要とされている。 そこで現在各地区の自治会等まちづくりを志向している人たちが抱えている問題、課題、要望等、情報の入手はどのように行われているのだろうか。 様々な政策を決定する課程で、策定委員会、審議会等は地域住民のニーズの把握はしっかりと行われて政策決定に活用されているのだろうか。そしてその情報の共有の実際はどのようなになっているのだろうか。また、そこに当委員会が関わり、支援すれば住民の意志に沿って前進することになるのではないか。
第9条	（議会の役割及び責務）	議会事務局	・3項に係る「議会活動に関する情報提供」について、議員の責務を更に明確化する必要がある。 ・具体例としては、議会基本条例等の制定を議員自らの責任のもとに制定する必要がある。 ・この度の市庁舎建設問題に関しても、一応の民主的手続きに基づき取り扱われてきてはいるが、その重要性に鑑み、議会としての市民に対する検討段階からの情報提供が不十分であったとのそしりは免れない。
第13条		協働推進課	コミュニティ活動の拠点施設として地区公民館を位置づけている。私は拠点はもっと柔軟に考えても良いのではないかなと思う。 地域についても学校区、自治会等に定めなくても、日常生活圏域等実態に合った範囲で良いと思うが、どうだろう。 そこで拠点は「地区公民館及びその他それぞれの地域における集会所等」としてはどうだろう。
第15条	（総合計画）	行財政改革課	2項の総合計画を常に検討と見直すことについては、表現を改めて、実態に合わせる検証、改正が必要と考えています。
第18条	（情報の公開及び提供）	総務課	現在、どのような内容の情報公開が求められているのか、よく分かりませんが、企業や事業者が営利目的から情報公開を求めたような場合でも、対応する必要があるのかどうか、議論の余地があるように思います。 市民の知る権利を保障するといえども、それは、公共の福祉のために利用されるという認識が前提ではなかろうかと思われるからです。

第 2 6 条	(住民投票)	総務課 議会事務局 選挙管理委員会	・ 常設型住民投票条例へ改革する。市民のニーズは多様化・複雑化してきており、市政の重要事項については、二元代表制を補完する立場から、直接市民の意思が反映できるシステムの構築が必要・検討に当たっては、自治基本条例の制定時と同様に議会との協働による取り組みが重要である。
			今般、市庁舎の耐震移転問題で、住民からの住民投票の動きがあり、マスコミでも取り上げられていることから、住民投票についての市民の関心は大変高まっていると思われます。 それに伴い、住民投票が認められる「住民」をどう捉えればいいのか、議論があるところと思われます。 具体的には、住民税等を納めている永住外国人にも、条例制定請求権を認めるのかどうか、議論が分かれるところと思われます。 元々、住民投票は、地方自治法第 7 4 条による「有権者による直接請求権」を具現するものであり、さらに、同法第 1 2 条により条例制定請求権は、「日本国民たる住民に認められた権利」であること等を十分考慮する必要があるように思われます。 常設型とするか非常設型とするか 本県においても、一部の地方公共団体（北栄町）で常設型の住民投票制を設けているところもあり、議論があるところかと思われます。 本県の 1 / 3 の人口規模を抱える本市の政策範囲は、多岐・他分野にわたり、その政策推進の裏付けとなる予算措置等は膨大なものです。 また、地方自治体の意思決定は、議会が最終決定するところであり、議会が最高決定機関となっています。 常設型は、議会運営や議会の存在そのものが軽視化される懸念があり、かつ、多額な費用が必要となります。 本市の場合は、現在どおり、重要な案件ごとに条例で個別対応した方が、適切と思われます。 ・ 投票資格者について、年齢や在日外国人をどうするか。他市の事例も参考に。
第 2 8 条		協働推進課	地域におけるコミュニティ活動の実情を調査するため、出来る限り地区の自治会が開催する集会に出席し、情報を入手し実効があがる活動を支援し、本市と市民の参画と協働の実際を市長に報告する仕組みにしてはどうだろうか。
第 2 9 条		協働推進課	「4 年を超えない期間ごと」に見直す規定について、現行のままではどうか。

条例全体			本市の自治基本条例のポイントは、「市民の市政参画と協働原則、情報の共有原則が保障されている」ところにあり、体系的によく整備されていると思います。 市政参画については、第24条（市民の意見等への対応）、第25条（市民の政策コメント）、第26条（重要市政についての住民投票）で保障されています。 また、情報公開については、第18条（市民の情報公開請求）で保障されているところです。課題等は、運用面にあるのかと思われます。
			自治基本条例とまちづくり協議会の活動とが結びついていない。大元に条例があるように感じられない。 何年かまちづくりに関わってきて、やっと活動と結びついて来たと感じている。草の根的に入っていったいないので、見直しの時期に結びつけていくと身近なものになってくるのでは。
			地域のまちづくりをしていますが、条例を知ったのは2、3年後だったが、自分たちで取り組み始めた結果、いろんな問題がわかってきた。条例は施行されてまだ3年なので、鳥取市民がみなわかるのには無理がある。この見直しの段階で、もう一度初めから見直していくくらいのことが必要では。
			形式的には自治基本条例は、市民の意見が反映されるように網羅されているように思う。条例が施行されて3年だが、どういう意見が出ているのかは担当部署に聞かないとつかみどころがなく、課題・問題が捉えきれないのでは。

新規検討項目

項目名	主要な担当課	事務局意見
危機管理	危機管理課	東日本大震災をはじめ、近年多発する自然災害等に対応するため、自治基本条例に位置づけが必要かどうかを含めて検討された。 他自治体では、規定（を検討）している条例もある（例：篠山市、川口市、ニセコ町など）

4. まちづくり協議会の活動状況について（平成 24 年 3 月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域)			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域)		
	設立済	協議会設立 年月日	計画 作成			設立済	協議会設立 年月日	計画 作成
久松	○	H21. 6. 19	●	国府町	大茅	○	H21. 4. 18	
遷喬	○	H21. 9. 29	●		成器	○	H20. 11. 28	●
城北	○	H21. 1. 23	●		谷	○	H21. 3. 14	●
浜坂	○	H21. 2. 27	●		宮下	○	H20. 12. 18	●
中ノ郷	○	H21. 1. 22	●		あおば	○	H21. 1. 25	●
醇風	○	H21. 3. 27	●	福部	福部	○	H20. 11. 26	●
修立	○	H22. 3. 6	○	河原町	河原	○	H21. 11. 16	●
日進	○	H21. 5. 21	●		国英	○	H21. 9. 29	●
富桑	○	H21. 3. 17	●		八上	○	H22. 3. 14	●
明德	○	H21. 8. 24	●		散岐	○	H21. 3. 25	●
美保	○	H21. 3. 25	●		西郷	○	H21. 12. 6	●
美保南	○	H20. 12. 13	●	用瀬町	用瀬	○	H21. 3. 24	●
稲葉山	○	H21. 11. 17	●		大村	○	H21. 3. 7	●
岩倉	○	H20. 12. 12	●		社	○	H22. 3. 20	●
倉田	○	H21. 1. 19		佐治	佐治	○	H21. 2. 8	●
面影	○	H21. 2. 1	●	気高町	瑞穂	○	H20. 12. 20	●
津ノ井	○	H21. 2. 20	●		宝木	○	H20. 11. 19	●
若葉台	○	H20. 4. 27	●		逢坂	○	H21. 2. 5	●
米里	○	H21. 2. 22	●		浜村	○	H21. 5. 14	○
神戸	○	H21. 3. 24	●		酒津	○	H22. 4. 24	●
大和	○	H20. 11. 29	●	鹿野町	鹿野	○	H21. 3. 1	●
美穂	○	H21. 6. 27	●		勝谷	○	H21. 2. 7	●
東郷	○	H21. 3. 15	●		小鷲河	○	H21. 3. 26	●
大正	○	H21. 5. 9	●	青谷町	日置	○	H20. 11. 25	●
豊実	○	H20. 12. 20	●		日置谷	○	H20. 12. 7	●
明治	○	H21. 1. 24	●		勝部	○	H21. 1. 20	●
松保	○	H21. 5. 14	●		中郷	○	H20. 10. 18	●
湖南	○	H21. 5. 8	●		青谷	○	H20. 12. 25	●
末恒	○	H20. 8. 30	○	計		28		27
湖山	○	H21. 10. 28	●	合計		61		58
湖山西	○	H20. 11. 9	●	●支援宣言実施済 5 5 地区 ○計画策定報告有 5 8 地区				
賀露	○	H21. 9. 13						
千代水	○	H20. 11. 28	●					
計	33		30					

5. 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

(1) 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

(2) 実施日時及び会場

平成23年11月5日(土) 12:30~16:10 河原町中央公民館 大講堂

(3) 参加人数 170人

(4) 内容

○12:30 地域の特産物販売コーナー「鳥取南部マルシェ」開始

出店団体：あゆみ工房／西郷保育園に給食野菜を提供する生産者のみなさん／ねじまき鳥靴工房／五しの里さじ地域協議会／ブランジェリー ル・コションドール

○13:30 フォーラム開会

あいさつ フォーラム実行委員長 坂本 悦子

○13:35 市民活動表彰

被表彰者(団体) 5人(団体)

○13:55 アトラクション

ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人)

出演者紹介…吉本興業が全国47都道府県にタレントを住ませ地域活性化を手伝う「あなたの街に“住みます”プロジェクト」で、鳥取県担当となったお笑いタレント。日南町生まれで4歳まで鳥取市で育った。地域の魅力を発信するとともに、街や地域を盛り上げるプロジェクトなどに携わる。

○14:20 パネルディスカッション

「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」

パネリスト

谷村 敬子氏(カップパ手話サークル会長)

鳥谷 一弘氏(グリーンツーリズム用瀬会長)

金田 透氏(金田ありのみ農園)

水川 侑也氏(えんがわ事業実行委員会前委員長)

コーディネーター

竹川 俊夫氏(鳥取大学地域学部准教授)

○ 1 5 : 5 0 ま と め

大久保 良隆（鳥取市市民自治推進委員会委員長）

○ 1 6 : 0 0 抽 選 会

「鳥取南部マルシェ」出店団体及び鳥取に住みます芸人ユウトさんの協力により実施

○ 1 6 : 1 0 閉 会

《その他》

○ パネル展示

市内で行われている協働事業の取り組み、平成 2 3 年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成 2 2 年度市民活動促進助成事業実施団体の実施事業について紹介

○ 手話通訳を実施

6. 市職員研修について

人材育成基本方針に掲げるめざす職員像「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施しました。

市民と協働する職員

○市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

1 目 的

本市では、市民と行政の「協働」によるまちづくりを推進するために、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」として位置づけています。

そこで、平成22年3月に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づいて、本市の協働のまちづくりの取り組みについて職員研修を実施し、協働意識の醸成を図り、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

本年度はコミュニティ支援チームで活躍している係長級職員（35名）を対象に実施しました。

3 内 容

以下に掲げる研修会、体験研修を実施しました。本研修の意義や目的などについて各職場に持ち帰るとともに職場内研修の実施等により、NPO等との協働を意識しながら業務に取り組んでいただけることを目指しました。

研修1 NPO等との協働を考える：「ボランティア入門」（7月20日）

研修参加者 26名

ボランティア、市民活動団体等について学び、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

研修2 NPO等を知るための体験研修：とりぼら体験塾（8～9月）

鳥取市ボランティア・市民活動センター主催の「とりぼら体験塾」講座へ参加し、ボランティア、市民活動に直接触れることで活動への理解を深め、市民活動団体等との協働事業の取り組みへの参考としました。

「とりぼら体験塾」体験内容

以下の3つの体験メニューのうち、希望者にひとつを体験していただきました。

福祉施設での交流体験



鳥取東デイサービスセンターで利用者と交流しよう!!
協力：鳥取東デイサービスセンター

9月17日実施
研修参加者 2名

グリーンツーリズム体験



柿どろぼうプロジェクト
(野生動物が里山に出没しないよう柿の処理をします)
協力：(特) 学生人材バンク

8月28日実施
研修参加者 4名

まちづくり（おこし）体験



「四季薫るまち鹿野」でのまちづくりの取り組みを体験しよう!!
協力：(特非) いんしゅう鹿野まちづくり協議会

9月17日実施
研修参加者 5名

研修3 「参画と協働のまちづくりフォーラム」（11月5日）：自由参加
中山間地域での市民活動やまちづくりについて、地域で活躍されているパネリストのみなさんの活動を学びました。

7. 鳥取市市民自治推進委員会について

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 委員長・副委員長

委員長 大久保 良隆

副委員長 池井 輝夫

(2) 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人)	竹川 俊夫	鳥取大学地域学部准教授
	上田 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (4人)	大久保 良隆	鳥取市自治連合会副会長
	福島 猛夫	NPO 法人とっとりフィルムコミッション副理事長
	木下 紀子	鳥取市東商工会女性部長
	谷川 亮子	鳥取市若者会議メンバー
公募による者 (4人)	四宮 佑一	
	今度 珠美	
	池井 輝夫	
	坂本 悦子	

(3) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 23 年度 (6 回開催)	第 1 回	平成 23 年 4 月 25 日	委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動計画 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 2 回	平成 23 年 5 月 19 日	市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)助成団体の審査 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 3 回	平成 23 年 6 月 30 日	市民まちづくり提案事業(協働事業(市民等提案)部門)助成団体の審査 先進的活動団体との勉強会のあり方について
	第 4 回	平成 23 年 9 月 28 日	市民活動表彰被表彰者の審査 自治基本条例の見直しについての審議
	第 5 回	平成 24 年 1 月 13 日	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 自治基本条例の見直しについての審議 委員会報告書の策定についての検討
	第 6 回	平成 24 年 3 月 22 日	委員会報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討

参考資料 3～8
(H23・H24 の取組み)

交付目的	第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 （鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱）
定義	第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第2号に定める団体をいう。
助成対象事業	第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 （2）公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 （3）協働による地域の課題解決等を図る事業 - ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 - イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 - ウ 将来性がある事業（将来的な自立につながる事業） 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。
助成金交付対象者	第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。 （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 （3）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 （4）助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 （5）前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 （6）前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回を受けているとき。

助成金の 算定等	平成 23 年度	【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後 3 年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10 分の 10 限度額 10 万円 ・公益的な自主事業 設立後 1 年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5 分の 4 限度額 20 万円 【協働事業（市民等提案）部門】 市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。 (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 補助率 5 分の 4 限度額 70 万円
	平成 24 年度	【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後 3 年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10 分の 10 限度額 10 万円 ・公益的な自主事業 設立後 1 年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5 分の 4 限度額 20 万円 【協働事業（行政提案型）部門】 市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。 (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 補助率 5 分の 4 限度額 40 万円
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	

平成 23 年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	助成額
1	創造的な 市民活動事業	あまぷろ	あまぷろ (因幡甘味プロジェクト)	因幡地方の様々なスイーツを市民をはじめ全国に発信し、ブランド化することでスイーツ地としての認知を図るため、因幡スイーツの販売をとおして情報発信を行う。	237,414	92,000
2		特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取地区 クラブピース ふれあい リズム体操	自閉症・発達障がいの方のリズム体操教室を開催し、市民にも参加していただくことで、交流や障がい特性の理解を図り、自閉症・発達障がいの人が生活しやすい社会の実現を目指す。	139,073	100,000
3	公益的な 自主事業	河原を考える会	第四回 河原昭和 まつり	野外コンサート、昭和の展示、各団体による売店などの催しを実施。地域交流や文化伝承、地域ボランティアによる運営を行い、活力ある地域への発展を目指す。	510,035	200,000
4		青谷地区を 美しくする 会	「笹ユリ」保護 事業	「笹ゆり」の生息環境の再生を図り、環境整備、育苗、播種等を行う。地元住民や小学生とともに活動することで、自然を守り育てる心を育み、地域の発展につなげる。	142,000	113,000
5		子育てサポート すくすくクラブ	子育てま ちなかセ ミナー	子育て中の保護者の癒しや子育てへの活力の一助とするため、託児付のアロマストレッチ講習会と子育て座談会を開催する。まちなかで実施することで、中心市街地の活性化の一助となることを目指す。	318,300	200,000
6		科学遊び広 場	サイエン スカフェ 鳥取 2011	原子力や放射線、鳥インフルエンザや家畜の病気などのテーマで正しい知識を伝える講演をカフェで開催する。専門家が市民の中に入って同じ目線で科学を伝承し、コミュニケーションを図ることで、健康で安全な暮らしを営む科学知識を身に着け、科学的に判断して行動できる市民を育てる。	127,860	168,000
7		鳥取おやこ 劇場	ポニー ト レ ッ キ ン グ	ポニートレッキングや野外ゲームをとおして、子どもたちが動物に触れ、五感をフルに使った自然体験を楽しみながら、命の大切さや自然の	130,396	90,000

				素晴らしさ・厳しさを知るきっかけを作り、子供たちの健全な育成を目指す。		
8		地域の楽校づくりの会	地域の楽校づくりの会	散岐小学校の児童や校区住民を対象に笹まきづくり、魚とりと川遊び体験、もちつきなどの地域資源を活かした催しを行い、子供と地域住民・高齢者との交流や小学校を拠点とする地域の各組織による連携活動の継続を目指す	125,089	100,000
9		雛がたり実行委員会	お雛さまエッセー&絵てがみコンクール	用瀬町のアピールとお雛様・雛祭りに込めた思いを次世代に繋げるため、お雛様にまつわるエッセーや絵てがみを全国から公募し、審査会を経て「第11回雛がたり」に合わせ、表彰式を行う。	582,973	200,000

※事業費は、補助対象内外含む。

平成23年度【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績

(単位：円)

No	団体名	事業名	事業概要	事業費	助成額
1	特定非営利活動法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会	鹿野城下 虚無僧行脚	鹿野町城下町地区にて行灯や提灯が灯る通りを尺八愛好家が扮する虚無僧が尺八を奏でながら練り歩き幻想的な風景を作る虚無僧行脚を行い、まちなみ作りの素晴らしいさを町内外の人々と共に楽しみ、さらに推進するための活力とする。	707,418	448,000
2	行徳地区まちづくり代議員会	まちづくりと地域福祉の結合による「共助型地区整備」	行徳地区における狭あい道路の改善に向け、沿道土地権利者の寄付及び用地提供の合意形成を図るため、勉強会やワークショップの開催、改善工事实施にあたり記録集と「あゆみ」の作成・配布を行う。	317,279	252,000

※事業費は、補助対象内外含む。

平成24年度【市民活動促進部門】助成事業実績（平成24年12月現在）

(単位：円)

No	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	創造的な 市民活動事業	きなんせ鳥取素ら一めんの会	鳥取素ら一めんイベントPR事業	「鳥取素ら一めん」を各地のイベントや催事に出品することで、鳥取の食の魅力を発信・PRして将来的な地域活性化につなげる。 鳥取素ら一めんの特徴や食べられるお店紹介のパンフレットを制作し、観光案内所や道の駅等に配布する。鳥取ご当地グルメ第一人者の植田英樹氏を講師に、ご当地グルメに関する講演会を開催する。	198,100	100,000
2		くらし安心まもり隊	市民のための生活情報無料講座事業	市民生活の中で、不安やトラブルなどが少なくなることを目的として、月に2回の無料講習会（テーマは随時変更）を実施する。 4月 相続・遺言、家計の節約 5月 交通事故とその舞台裏、家計の節約 6月 先進医療の紹介、成年後見制度 7月 年金のしくみ、介護 8月 生命保険の効果的利用法、裁判員制度 9月 相続・遺言、家計の節約 10月	100,020 (予定)	100,000 (予定)

				年金のしくみ、未定 1 1 月 先進医療の紹介、家計の節約 1 2 月 裁判員制度、未定 1 月 相続・遺言、家計の節約 2 月 生命保険の効果的利用法、年金のしくみ 3 月 成年後見制度、介護		
3	公益的な自主事業	鳥取おやこ劇場	おやこで楽しむ 大道芸ワークショップ	新しいことに挑戦したり、プロの技を身体全体を使って体験することを通して、子どもたちの自主性や主体性を伸ばし、達成感を味わってもらおう。 6 月 2 3 日（土）一輪車ワークショップ 一輪車の世界チャンピオンによる指導 6 月 2 4 日（日）サーカスワークショップ ジャグリング、皿回しなど比較的簡単にできるものから、空中芸などの体験、発表	231,274	181,000
4		若葉台おやじの会	若葉台ふるさと環境学習 （ビオトープ再生）事業	1 0 年前に小学校と協力して造ったが、経年経過により水が干上がってしまったビオトープを再生し、環境学習の継続と更なる発展を目指す。 現ビオトープを重機を使い再度掘り起して再生する。鳥取に多くみられる水生植物「ガマ・コガマ・ヨシ・ヒシ、キシノウエ」を植栽し、「クロメダカ」を放流する。	150,332	118,000
5		特定非営利活動法人とっとりフィルムコミッション	小谷承靖監督と歩く 「父の暦」探訪ツアー	谷口ジロー作「父の暦」の映画化に向けて、作品に対する市民の関心を高めるとともに、映画化への気運を盛り上げるため、作品に登場する舞台を巡る探訪ツアーを行う。 ツアーのナビゲーターとして、昨年朗読劇「父の暦」を演出・プロデュースした映画監督の小谷承靖氏に参加してもらい、参加者と再び感動を分かち合う。 1 0 月 2 4 日 参加者 5 0 名程度 主な探訪先：鳥取城跡、鳥取市立歴史博物館（やまびこ館）、市内のレトロな理髪店・酒蔵、市内映画館跡地、福部・岩美海岸、砂丘ほか	243,291	169,000

6	鳥取ホルン バカスター センター	2012 鳥取ホル モン 焼きソバ まつり	鳥取市の魅力アップと観光振興を 図るため、鳥取市のソウルフードで ある「ホルモン焼きソバ」を市民と ともに楽しみ、その魅力を共有して 広域にわたる情報発信と地域の自 慢を創る。 10月27日 参加者 2,000 名程度 内容：食べ比べ、タレ発表会、セ ンター試験、食べ歩き大抽選会、マ ップ配布（イベント告知・スタンプ ラリー用紙兼用）、鳥取的”ほるも ん”選手権、鳥取的”筒玉入れ”競 争	266,126	200,000
7	雛がたり実 行委員会	第3回 お雛さま エッセイ &絵てが みコンク ール	鳥取市用瀬町のアピール及びお 雛様・雛まつりに込めた想い次世代 に繋げることを目的として事業を 実施する。 12月1日～2月11日 作品 募集 1月14日～26日 作 品展（県民ふれあい会館ロビー） 2月中旬 審査会（鳥取中央郵便 局） 3月3日 審査結果発表（日 本海新聞紙面、雛がたり実行委員会 HP等） 表彰式&朗読会、入賞作 品展示 参加者 2,500名程度	582,973 （予定）	200,000 （予定）
8	東中校区心 豊かな 子どもを育 てる会	子育て・ 親育てを 推進する 地域づく り	地域での児童・生徒の健全育成を推 進するため、幅広い方が目にする立 て看板を設置し啓発につなげる。ま た、地域での子育てを通して住民が 一つとなり、地域活性化を目指す。 保護者や地域の方が標語を考え る中で「家庭で、地域で何が必要なの か？」を問い直す機会となり、問 題意識も共有し「親育て」につなげ る。 6月中旬 標語募集開始 7月中旬 募集締め切り、優秀作 品選考（役員会） 8月～9月 立看板作成、設置 12月 成果検証（保護者へのア ンケート、地域有識者への聞き取 り）、優秀作品表彰	250,000 （予定）	96,000 （予定）

※事業費は、補助対象内外含む。

平成24年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

(単位：円)

No	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	鳥取本通商店街振興組合	商店街新たなまちづくりコミュニティ形成事業	既設のハンギングバスケットを活用した植栽コンテストを開催することで、参加者や商店街利用者の中心市街地への愛着・関心を深め、商店街沿線の環境美化や緑化推進に寄与する。また、コンテスト参加者を中心に「まちづくりサポータ」として登録いただき、新たなまちづくりのコミュニティを形成する。	515,004	400,000

※事業費は、補助対象内外含む。

目 的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定 義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。
表彰対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

※ 活動団体（個人）名、活動内容 別表のとおり

平成23年度 鳥取市市民活動表彰者

活動団体（個人）名	活動内容
河原ふるさと塾	平成6年に町内の有志で結成し、千代川のクリーンクリーン作戦の提唱のもと「水辺のコンサート」、天然アユの遡上についてのシンポジウムを開催。また、地元の小学校と川・生き物の観察活動、魚道の製作設置など地域の環境学習、教育活動の実践を行うとともに、地域の環境保全に貢献している。
谷本 静穂	平成19年から地区の健康管理委員長を務め、健康ウォークの企画、大しだれ桜の整備など地域の中心として活動を行う。また、「三谷手踊り保存会」として雨乞い踊りを40年ぶりに復活させるなど、地域の結束力を強め、明るく元気な地域づくりに貢献している。
鳥取市河原地域民生児童委員協議会	「自らの街の安全は自ら守る」のスローガンのもと、地域内の保育園、公園などを中心に積極的に「青色防犯パトロール」活動を行う。また、平成19年より学校との連携による「あいさつ運動」の実施など子どもの健全育成、地域の安全安心の取り組みを進めている。
地域の楽校づくりの会	「笹まきづくり」、「魚とりと川遊び体験」など、平成13年から地域の資源を活かした自然体験や地区住民と児童とのふれあい活動を行い、小学校を拠点とした地域づくり、地域住民の交流の場づくりに取り組み、まちづくりの推進に貢献している。
もちがせ上方往来散歩径	平成18年から地域の活性化を目指し、町内の水路に「こいのぼり流し」。流し雛行事での休憩所や食事提供。また、地域資源の活用を図った三角山お城山ハイキングルートの整備や観光ボランティアガイドの実施など用瀬地域の活性化、まちづくりに貢献し、用瀬町の観光客の増加にも一役買っている。

平成 24 年度 鳥取市市民活動表彰者

活動団体（個人）名	活動内容
明日の湖南を考える会 代表者 日置重雄	昭和 4 6 年に発足。昭和 5 5 年より「地域の歴史・文化を探り顕彰する」ことを重点に据え、吉岡 1 号墳の再発掘調査とその後の維持管理をはじめ、町内の歴史的なポイントに標柱、案内板を設置。「温泉誌」の発刊、「俳句の散歩道」の創設、維持活動を継続している。
絵本の読み聞かせ ぞうさんの会 代表者 桑田 弥生	平成 8 年発足後、会員 1 0 名が毎月 1 回、岩倉地区公民館を拠点に、絵本の読み聞かせやおはなし、わらべうた、パネルシアター等を子どもたちに届けている。定期的な保育所訪問や、県外から講師を招き公演を開催するなど子どもの健全育成を図っている。
大村おう穴愛護会 森田 悦雄	赤波川おう穴群は、その貴重さが認識され、地域住民による奉仕活動が続けられている。本会は、溪流周辺の植栽を契機として平成 1 6 年に結成し、環境の保全を図るため、地域住民約 7 0 名により、毎年 7 月下旬に草刈・ごみ拾いなどの清掃活動を実施している。
河原地区ボランティアリーダー会 代表者 西尾 均	平成 1 4 年に地域の教育力を活性化し、子どもたちの奉仕活動や様々な体験活動を行うことを目的に結成。平成 2 0 年より農業体験活動を通して、食の安全性、勤労の大切さ、物を作る喜びを得るなど、子どもたちのいきいきした姿を見守る活動に取り組んでいる。
河原町民俗行事を語る会 谷 幸彦	民俗行事を体験し、行事に込められた先人の願いや知恵を理解するとともに、地域の子どもたちに伝承し語り継ぐことを目的に昭和 5 5 年に設立され、「七草がゆと鳥追い」を再現・伝承して以来、年間数件の行事を再現、伝承し、地域の文化振興に貢献している。
鈴木 啓一	恒例行事である納涼祭（今年 2 5 回）では毎年、地域住民の絆を深める取り組みの中心として活動している。また、地区の保全委員長として農道整備や草刈り等に尽力し、地区の生活水準の向上及び環境美化に貢献している。「生態系調査」も実施し、子どもたちへの指導も行っている。
森川 タツ子	戦前から連綿と続く吉岡花湯祭りの踊りの振付を継承され、昭和 4 2 年頃から現在まで指導をいただいている。踊りも昔の振付のまま現在まで継承され、近年では、湖南地区で開催する湖南祭りの為に踊りを考案され、その振付等地域の文化の振興に貢献している。

まちづくり協議会の活動状況について（平成 24 年 12 月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域)			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域)		
	設立済	協議会設立 年月日	計画 作成			設立済	協議会設立 年月日	計画 作成
久松	○	H21. 6. 19	●	国府町	大茅	○	H21. 4. 18	
遷喬	○	H21. 9. 29	●		成器	○	H20. 11. 28	●
城北	○	H21. 1. 23	●		谷	○	H21. 3. 14	●
浜坂	○	H21. 2. 27	●		宮下	○	H20. 12. 18	●
中ノ郷	○	H21. 1. 22	●		あおば	○	H21. 1. 25	●
醇風	○	H21. 3. 27	●	福部	福部	○	H20. 11. 26	●
修立	○	H22. 3. 6	●	河原町	河原	○	H21. 11. 16	●
日進	○	H21. 5. 21	●		国英	○	H21. 9. 29	●
富桑	○	H21. 3. 17	●		八上	○	H22. 3. 14	●
明德	○	H21. 8. 24	●		散岐	○	H21. 3. 25	●
美保	○	H21. 3. 25	●		西郷	○	H21. 12. 6	●
美保南	○	H20. 12. 13	●	用瀬町	用瀬	○	H21. 3. 24	●
稲葉山	○	H21. 11. 17	●		大村	○	H21. 3. 7	●
岩倉	○	H20. 12. 12	●		社	○	H22. 3. 20	●
倉田	○	H21. 1. 19		佐治	佐治	○	H21. 2. 8	●
面影	○	H21. 2. 1	●	気高町	瑞穂	○	H20. 12. 20	●
津ノ井	○	H21. 2. 20	●		宝木	○	H20. 11. 19	●
若葉台	○	H20. 4. 27	●		逢坂	○	H21. 2. 5	●
米里	○	H21. 2. 22	●		浜村	○	H21. 5. 14	●
神戸	○	H21. 3. 24	●		酒津	○	H22. 4. 24	●
大和	○	H20. 11. 29	●	鹿野町	鹿野	○	H21. 3. 1	●
美穂	○	H21. 6. 27	●		勝谷	○	H21. 2. 7	●
東郷	○	H21. 3. 15	●		小鷲河	○	H21. 3. 26	●
大正	○	H21. 5. 9	●	青谷町	日置	○	H20. 11. 25	●
豊実	○	H20. 12. 20	●		日置谷	○	H20. 12. 7	●
明治	○	H21. 1. 24	●		勝部	○	H21. 1. 20	●
松保	○	H21. 5. 14	●		中郷	○	H20. 10. 18	●
湖南	○	H21. 5. 8	●		青谷	○	H20. 12. 25	●
末恒	○	H20. 8. 30	●	計		28		27
湖山	○	H21. 10. 28	●	合計		61		58
湖山西	○	H20. 11. 9	●					
賀露	○	H21. 9. 13						
千代水	○	H20. 11. 28	●					
計	33		30					

●支援宣言実施済 58地区

○計画策定報告有 58地区

参考資料5

平成 23 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

(1) 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

(2) 実施日時及び会場

平成 23 年 11 月 5 日 (土) 12:30~16:10 河原町中央公民館 大講堂

(3) 参加人数 170 人

(4) 内容

○ 12:30 地域の特産物販売コーナー「鳥取南部マルシェ」開始

出店団体：あゆみ工房／西郷保育園に給食野菜を提供する生産者のみなさん／ねじまき鳥靴工房／五しの里さじ地域協議会／ブランジェリー ル・コションドール

○ 13:30 フォーラム開会

あいさつ フォーラム実行委員長 坂本 悦子

○ 13:35 市民活動表彰

被表彰者 (団体) 5 人 (団体)

○ 13:55 アトラクション

ユウト (吉本興業 鳥取に住みます芸人)

出演者紹介…吉本興業が全国 47 都道府県にタレントを住まわせ地域活性化を手伝う「あなたの街に“住みます”プロジェクト」で、鳥取県担当となったお笑いタレント。日南町生まれで 4 歳まで鳥取市で育った。地域の魅力を発信するとともに、街や地域を盛り上げるプロジェクトなどに携わる。

○ 14:20 パネルディスカッション

「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」

パネリスト

谷村 敬子氏 (カップ手話サークル会長)

鳥谷 一弘氏 (グリーンツーリズム用瀬会長)

金田 透氏 (金田ありのみ農園)

水川 侑也氏 (えんがわ事業実行委員会前委員長)

コーディネーター

竹川 俊夫氏 (鳥取大学地域学部准教授)

○ 15:50 まとめ

大久保 良隆 (鳥取市市民自治推進委員会委員長)

○ 16 : 00 抽選会

「鳥取南部マルシェ」出店団体及び鳥取に住みます芸人ユウトさんの協力により実施

○ 16 : 10 閉 会

《その他》

○パネル展示

市内で行われている協働事業の取り組み、平成23年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成22年度市民活動促進助成事業実施団体の実施事業について紹介

○手話通訳を実施

平成24年度 市民活動フェスタ事業報告

(1) 目的

ボランティア・市民活動の交流や団体間の協働事業の推進と市民活動の啓発を図ると共に、市民活動によるまちづくりの重要性の啓発、協働意識の向上を図ることを目的に開催する。

(2) 実施日時及び会場

平成24年12月2日（日）13:00～16:15 さざんか会館

(3) 参加人数 約650人（全体参加者）

(4) 内容

○ 13 : 00 オープニングイベント

・オープニングアトラクション開催

○日和（えんぴより） しゃんしゃん踊り

○ 13 : 20

あいさつ フェスタ実行委員長 竹内房男

（市民活動表彰） 鳥取市長 竹内 功

○ 13 : 30 市民活動表彰

被表彰者（団体）7人（団体）

○ 14 : 00 活動事例発表

・市民活動表彰団体 河原町民俗行事を語る会

・市民まちづくり提案事業 （特）いんしゅう鹿野まちづくり協議会

○ 1 4 : 4 5 休憩

○ 1 5 : 4 0 アトラクション
警察犬「カリンとフーガ」

○ 1 6 : 0 0 じゃんけん大会

○ 1 6 : 1 5 閉 会

《その他》

○パネル展示

平成 2 4 年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介

○手話通訳を実施

平成23年度「協働のまちづくり」職員研修

人材育成基本方針に掲げるめざす職員像「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施しました。

市民と協働する職員

○市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

1 目 的

本市では、市民と行政の「協働」によるまちづくりを推進するために、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」として位置づけています。

そこで、平成22年3月に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づいて、本市の協働のまちづくりの取り組みについて職員研修を実施し、協働意識の醸成を図り、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

本年度はコミュニティ支援チームで活躍している係長級職員（35名）を対象に実施しました。

3 内 容

以下に掲げる研修会、体験研修を実施しました。本研修の意義や目的などについて各職場に持ち帰るとともに職場内研修の実施等により、NPO等との協働を意識しながら業務に取り組んでいただけることを目指しました。

研修1 NPO等との協働を考える：「ボランティア入門」（7月20日）

研修参加者 26名

ボランティア、市民活動団体等について学び、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

研修2 NPO等を知るための体験研修：とりぼら体験塾（8～9月）

鳥取市ボランティア・市民活動センター主催の「とりぼら体験塾」講座へ参加し、ボランティア、市民活動に直接触れることで活動への理解を深め、市民活動団体等との協働事業の取り組みへの参考としました。

「とりばら体験塾」体験内容

以下の3つの体験メニューのうち、希望者にひとつを体験していただきました。

福祉施設での交流体験



鳥取東デイサービスセンターで利用者と交流しよう!!
協力：鳥取東デイサービスセンター

9月17日実施
研修参加者 2名

グリーンツーリズム体験



柿どろぼうプロジェクト
(野生動物が里山に出没しないよう柿の処理をします)
協力：(特)学生人材バンク

8月28日実施
研修参加者 4名

まちづくり（おこし）体験



「四季薫るまち鹿野」でのまちづくりの取り組みを体験しよう!!
協力：(特非) いんしゅう鹿野まちづくり協議会

9月17日実施
研修参加者 5名

研修3 「参画と協働のまちづくりフォーラム」（11月5日）：自由参加
中山間地域での市民活動やまちづくりについて、地域で活躍されているパネリストのみなさんの活動を学びました。

平成24年度「協働のまちづくり」職員研修

1 目的

本市では、「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、平成24年度を「協働のまちづくりの飛躍の年」と位置づけ、各種の取り組みを進めています。

また、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、本市の協働のまちづくりの取り組み、考え方について職員研修を実施し、協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

コミュニティ支援チームで活躍している主任級職員を対象に実施しました。

(平成22年度は全職員、平成23年度は係長級職員を対象とした研修を実施しています。)

3 内 容

協働のまちづくりの飛躍に向けて、本研修により地域の活性化、元気な地域づくりを学ぶとともに、市民活動団体の活動を知り、体験することで、市民活動団体との協働を意識しながら業務に取り組んでいくことを目指しました。

研修1 元気な地域を創ろう 人づくり・交流フォーラム：11月14日

研修参加者31名

本研修により地域活性化に向けた新たな気づき、発見をしていただき、今後の支援チーム、また住民の一人として地域活動を行う上での参考としていただくことを目的として研修しました。

研修2 市民活動フェスタinとっとり「活動事例発表」：12月2日 自由参加

ボランティア、市民活動団体等の活動を知り、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 平成 23、24 年 委員長・副委員長

委員長 大久保 良隆

副委員長 池井 輝夫

(2) 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2 人)	竹川 俊夫	鳥取大学地域学部准教授
	上田 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (4 人)	大久保 良隆	鳥取市自治連合会副会長
	福島 猛夫	NPO 法人とっとりフィルムコミッション副理事長
	木下 紀子	鳥取市東商工会女性部
	谷川 亮子	鳥取市若者会議メンバー
公募による者 (4 人)	四宮 佑一	
	今度 珠美	
	池井 輝夫	
	坂本 悦子	

(3) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 23 年度 (6 回開催)	第 1 回	平成 23 年 4 月 25 日	委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動計画 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 2 回	平成 23 年 5 月 19 日	市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)助成団体の審査 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 3 回	平成 23 年 6 月 30 日	市民まちづくり提案事業(協働事業(市民等提案)部門)助成団体の審査 先進的活動団体との勉強会のあり方について
	第 4 回	平成 23 年 9 月 28 日	市民活動表彰被表彰者の審査 自治基本条例の見直しについての審議
	第 5 回	平成 24 年 1 月 13 日	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 自治基本条例の見直しについての審議 委員会報告書の策定についての検討
	第 6 回	平成 24 年 3 月 22 日	委員会報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 24 年度	第 1 回	平成 24 年 4 月 27 日	今年度の活動計画、市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出、新参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出
	第 2 回	平成 24 年 6 月 22 日	市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
	第 3 回	平成 24 年 8 月 24 日	先進的活動団体との勉強会 ・いなば西郷むらづくり協議会 ・ほっと大正まちづくり協議会
	第 4 回	平成 24 年 9 月 28 日	自治基本条例の見直しについて【諮問】 市民活動表彰被表彰者の選考審査
	第 5 回	平成 24 年 10 月 19 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・協議方法等の検討
	第 6 回	平成 24 年 11 月 16 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票
	第 7 回	平成 24 年 12 月 18 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票
	第 8 回	平成 25 年 1 月 18 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票 ・危機管理 委員会報告書の策定
	第 9 回	平成 25 年 1 月 25 日	自治基本条例の見直しについての審議 委員会報告書の策定
	第 10 回	平成 25 年 2 月 予定	自治基本条例の見直しについての審議 委員会報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討
	第 11 回	未定	自治基本条例の見直しについての【答申】 委員会報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討